

本資料は、現時点での地域福祉計画の検討案です。  
地域福祉計画（素案）の目次イメージに基づき、作成しています。  
今後も、関係者等との調整などにより、内容の変更を行うことがあります。

## 第3期「あまがさきし地域福祉計画」 (計画期間 平成29年度～平成33年度)

本資料は、現時点での地域福祉計画の検討案です。  
地域福祉計画（素案）の目次イメージに基づき、作成しています。  
今後も、関係者等との調整などにより、内容の変更を行うことがあります。



## 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

# 法令の根拠と計画の位置づけ

## (法令の根拠)

この計画は社会福祉法第107条の規定に基づく、市町村地域福祉計画にあたるものです。また、同法第4条においては、すべての人々がそれぞれの役割を押し進めるとともに、相互に協力し参加することによる地域福祉の推進が必要である旨が記載されています。(第2期地域福祉計画P3参照)

### 社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

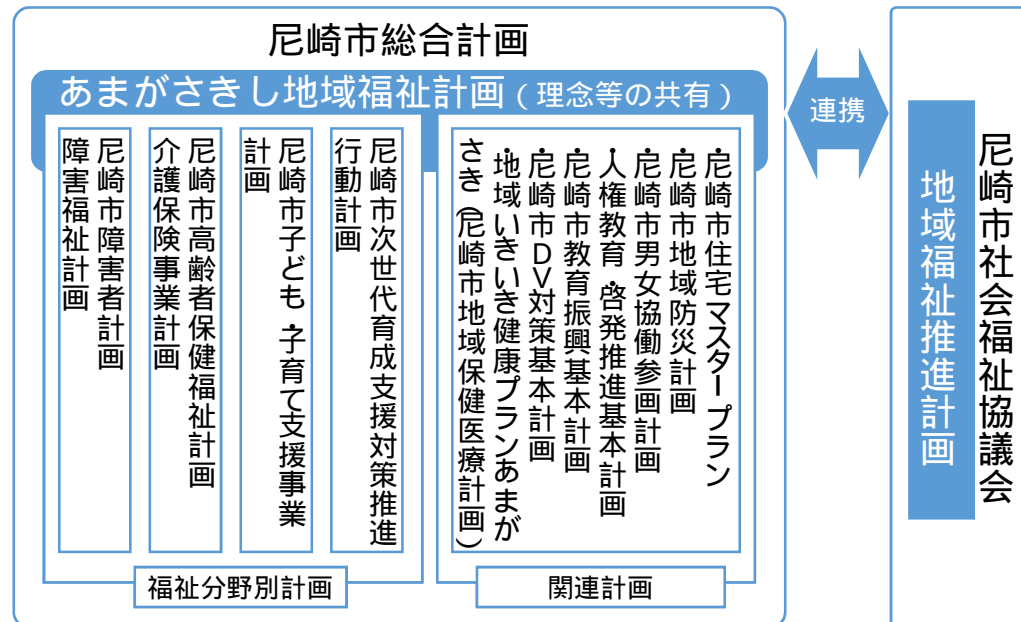
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## (計画の位置づけ)

尼崎市総合計画の部門別計画として位置づけるとともに、他の健康・医療、防災等の生活関連領域の諸計画と福祉分野別計画との連携を図る計画です。

また、福祉分野別計画との関連においては、各計画の目標値を達成するための施策は各分野を基本とし、本計画は地域福祉の観点から福祉分野別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、福祉分野別計画を総合的な視点から地域福祉のあり方や地位福祉推進を図る取り組みを示すものです。

市の策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が当事者、住民、関係機関、関係団体等の民間の具体的な活動・行動計画として策定する地域福祉推進計画と、連携しながら取り組みを進めます。



# 計画期間と関連計画とのスケジュール

- 第3期「あまがさきし地域福祉計画」の実施期間は、平成29年度からの5年間とし、3年経過後の平成32年度に計画の見直しに向けた検討を行うことを基本とします。
- なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、総合計画に大きな変更が生じたりした場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
尼崎市総合計画	まちづくり構想(H25年度～H34年度)					
	まちづくり基本計画前期計画(H25～H29年度)			まちづくり基本計画 後期計画(H30～H34年度)		
あまがさきし地域福祉計画	第2期(H23～H28年度)		第3期(H29～H33年度)			
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期(H27～H29年度)		第7期(H30～H32年度)			第8期(H33年度～)
尼崎市障害者計画 尼崎市障害福祉計画	第3期(H27～32年度)					
	第4期(H27～29年度)		第5期(H30～32年度)			
尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画	H28年度～H31年度				第2期(H32年度～)	
尼崎市子ども・子育て事業計画	H27年度～H31年度				第2期(H32年度～)	
尼崎市配偶者からの暴力(DV)対策基本計画	第2次(H24～29年度)		第3次(H30年度～)			
尼崎市地域保健医療計画	第2次(H25～29年度)		第3次(H30年度～)			
尼崎市人権教育・啓発推進基本計画	第3次(H22年～H31年度)					
尼崎市男女共同参画計画	第2次(H24～28年度)		第3次(H29年度～)			
尼崎市住宅マスタープラン2011	第1次(H24年～H32年度)					
尼崎市教育振興基本計画	第2期(H25～29年度)					
尼崎市社会福祉協議会						
地域福祉推進計画	第3期(H23～28年度)		第4期(H29～33年度)			

# 計画策定のプロセス

## 計画策定体制について

尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会に「計画策定部会」を設置し、各分野で地域福祉の推進に取り組まれている方の幅広い意見を取り入れ、第3期計画素案の作成を行っています。

また、庁内関係各課職員で構成する庁内推進会議と随時調整を行い、第3期計画がより実効（行）性のある計画となるよう検討します。

### 尼崎市社会保障審議会

社会福祉法第7条第1項  
尼崎市民の福祉に関する条例第16条

### 地域福祉専門分科会

社会福祉法第11条第2条  
尼崎市社会保障審議会規則第5条第1号

### 計画策定部会

尼崎市社会保障審議会規則第7条

（委員構成） 12人

学識経験者3人、社会福祉協議会理事1人、障害者団体1人、民生児童委員1人、PTA関係者1人、福祉施設1人、子育て支援関係者1人、地域包括支援センター1人、防災関係者1人、社会福祉協議会地域福祉課職員1人



### 「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議

（設置目的）

「あまがさきし地域福祉計画」の円滑な推進に向け、庁内の連携を深めるとともに、その進捗状況を確認し、課題等の審議を行う。

（委員構成） 22人

危機管理安全局 2人、企画財政局 2人、市民協働局 3人、健康福祉局 11人、子ども青少年本部事務局 1人、経済環境局 1人、都市整備局 1人、教育委員会 1人

# 計画策定に向けた検討経過及び今後のスケジュール

平成27年度	3月29日	第1回 地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長・副会長の選出について</li> <li>・「あまがさきし地域福祉計画」改定の諮問について</li> <li>・計画策定部会の設置等について</li> </ul>
	3月30日	第2回 尼崎市社会保障審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉専門分科会審議内容の報告</li> </ul>
平成28年度	4月22日	第1回 「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期「あまがさきし地域福祉計画」の改定について</li> <li>・検討チームの設置について</li> </ul>
	4月28日	第1回 計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定部会の進め方について</li> <li>・地域福祉推進における諸制度について</li> </ul>
	5月18日	第2回 計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市の現状について</li> <li>・社会福祉協議会と地域福祉計画について</li> <li>・地域福祉推進における諸制度について</li> </ul>
	5月26日	第1回 「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議検討チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あまがさきし地域福祉計画」の改定について</li> </ul>
	6月21日	第2回 「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議検討チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の改定に向けた課題整理</li> <li>・「第3期あまがさきし地域福祉計画」の方向性</li> </ul>
	6月29日	第3回 計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等意識調査の結果(速報)について</li> <li>・課題整理と基本目標について</li> </ul>
	7月14日	第3回 「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議検討チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等意識調査の結果(速報)について</li> <li>・第3期地域福祉計画の基本目標等について</li> </ul>
	7月20日	第4回 計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等意識調査の結果(暫定)について</li> <li>・地域課題共有・解決ネットワーク(案)について</li> <li>・第3期地域福祉計画の基本目標(案)について</li> </ul>
8月17日	第5回 計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点取り組み項目(案)について</li> <li>・地域福祉計画(素案)のイメージ</li> </ul>	

## 地域福祉専門分科会

(今後の予定)

平成28年 8月24日

第1回 中間報告について(骨子等)

平成28年 10月

第2回 計画素案について

平成29年 2月

第3回 地域福祉計画の策定について(答申)

## 計画策定部会

(今後の予定)

平成28年 9月(第6回)～10月(第7回)

計画素案の検討

平成28年 11月

第8回 計画素案の最終案の協議

# 地域福祉専門分科会委員及び計画策定部会委員名簿

尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会委員

(敬称略、区分ごとに五十音順)

区分	委員名	所属等	役職等	備考
社会 保障 審議会 委員	荻田 藍子	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	社会福祉研修所 研修第1部副部長	
	加藤 曜子	流通科学大学	教授	
	寺坂 美一	尼崎市議会	議員	平成27年8月9日から
	公門 将彰	社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会	理事	平成27年6月27日まで
	内藤 吉子	尼崎商工会議所	常議員	
	橋本 創	尼崎市医師会	副会長	
	前田 崇博	大阪城南女子短期大学	教授	
	松澤 賢治	流通科学大学	非常勤講師	
	松原 一郎	関西大学	教授	
	安田 雄策	尼崎市議会	議員	平成27年8月9日まで
専門 委員	寺岡 睦	尼崎市身体障害者連盟福 祉協会	事務局長	
	西 政男	尼崎市民生児童委員協議 会連合会	副会長	
	能登 誠二	尼崎市PTA連合会	副会長	
	弘中 信正	尼崎市議会	議員	平成27年8月9日まで
	波多 正文	尼崎市議会	議員	平成27年8月9日から
	松澤 千鶴	尼崎市議会	議員	
	山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会	理事	平成27年6月27日か ら
会長	副会長			

尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会計画策定部会委員

(敬称略、区分ごとに五十音順)

区分	委員名	所属等	役職等	備考
社会 保障 審議会 委員	荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会	社会福祉研修所 研修第1部副部長	
	公門 将彰	尼崎市社会福祉協議会	理事	平成27年6月27日ま で
	前田 崇博	大阪城南女子短期大学	教授	
	松原 一郎	関西大学	教授	
専門 委員	寺岡 睦	尼崎市身体障害者連盟福 祉協会	事務局長	
	西 政男	尼崎市民生児童委員協議 会連合会	副会長	
	能登 誠二	尼崎市PTA連合会	副会長	
	山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会	理事	平成27年6月27日か ら
特別 委員	鎌田 千佳子	尼崎市社会福祉協議会	地域福祉課次長(ボラン ティアセンター所長事取)	
	志築 芳和	NPO法人兵庫県防災士 会	阪神エリア総務調整尼 崎市担当	
	濱田 格子	NPO法人子どものみら い尼崎	理事長	
	藤本章代	特別養護老人ホーム 「ゆめパラティース」	施設長	
部会長	副部会長			
頼末 拓也	尼崎市「立花南」 地域包括支援センター	センター長		

## 地域福祉推進に関連する各制度の状況

### 生活・福祉課題に対応した 主な制度改正等

- 改正災害対策基本法（尼崎市避難行動要支援者 避難支援ガイドライン）
- 生活困窮者自立支援法（自立相談支援事業、子どもの学習支援、中間的就労の推進等）
- 改正社会福祉法（社会福祉法人の地域における公益的取り組みを実施する責務）
- 改正介護保険法（介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括ケア(認知症への支援)）
- 障害者総合支援法、障害者差別解消法（H28.4 障害者差別解消支援地域協議会、障害者権利擁護）
- いじめ防止対策推進法（H28.1尼崎市いじめ防止基本方針）
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（H26.1 生活支援・就労支援等の重層的な支援）
- 子ども・子育て関連3法（H27.4 地域の子ども・子育て支援の充実）

### 市の取組に伴う視点

- 総合戦略政策パッケージ【H27～H31に取り組む6つの政策分野】
  - 子ども・子育ての充実      学校教育・社会教育と人材育成
  - 安心して働ける場の創出      市民とともに取り組む健康寿命の延伸
  - シビックプライドの醸成      土地利用と住環境創出
- 自治基本条例の制定（平成28度中策定予定）
- 公共施設の最適化に向けた取り組み等
  - 南北保健福祉センターの設置
  - 地域福祉・保健担当が担ってきた申請受付等の窓口業務の社会福祉協議会への委託
- 子どもの育ち支援センター機能のあり方について



本資料は、現時点での地域福祉計画の検討案です。  
地域福祉計画（素案）の目次イメージに基づき、作成しています。  
今後も、関係者等との調整などにより、内容の変更を行うことがあります。

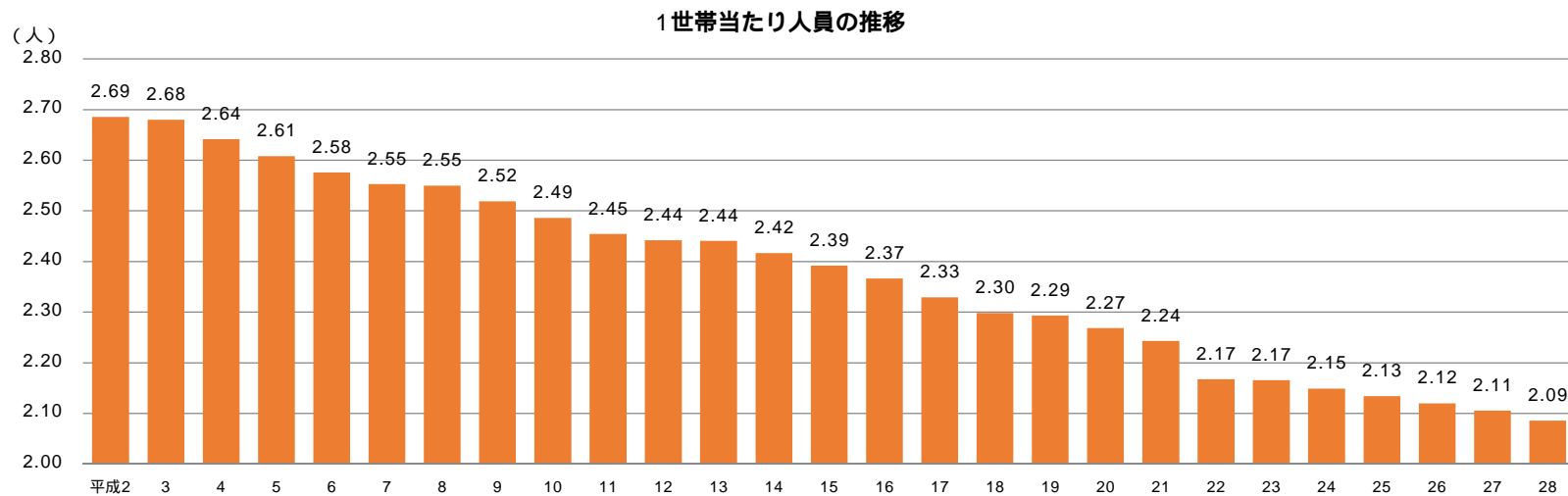
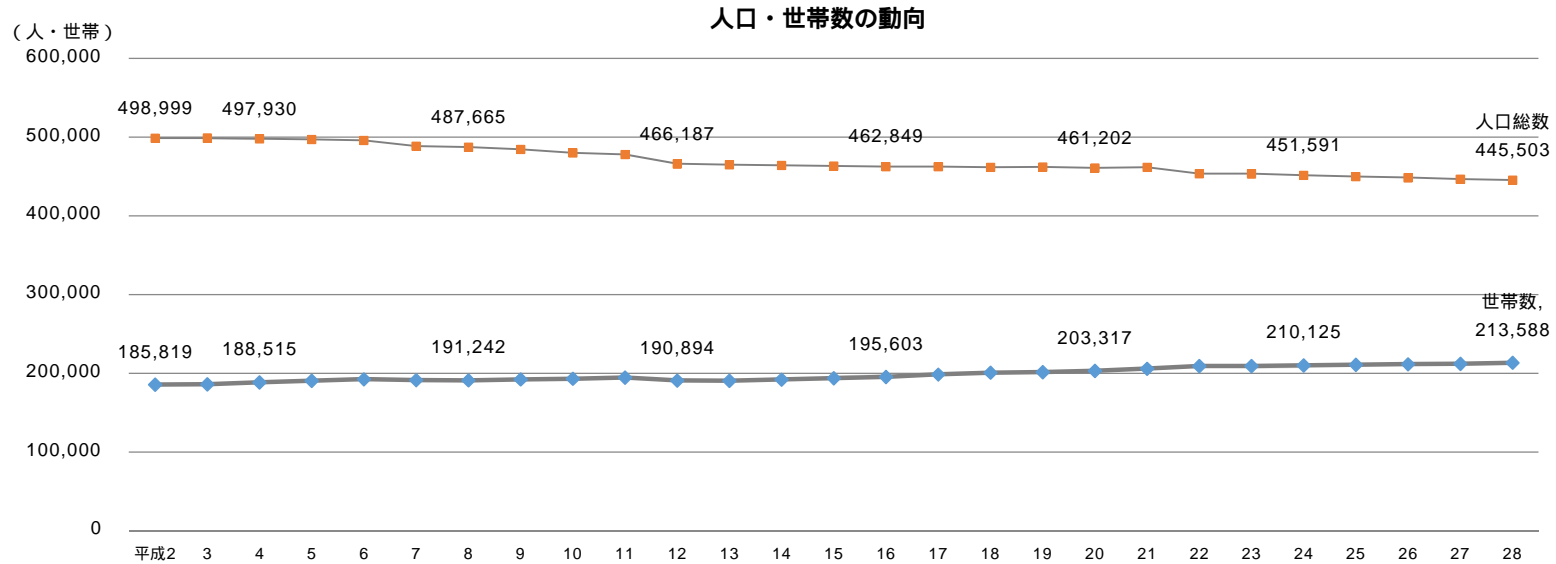


## 第2章 尼崎市の地域福祉を取り巻く現状と 課題

### 1. 統計データからみる人口の推移等

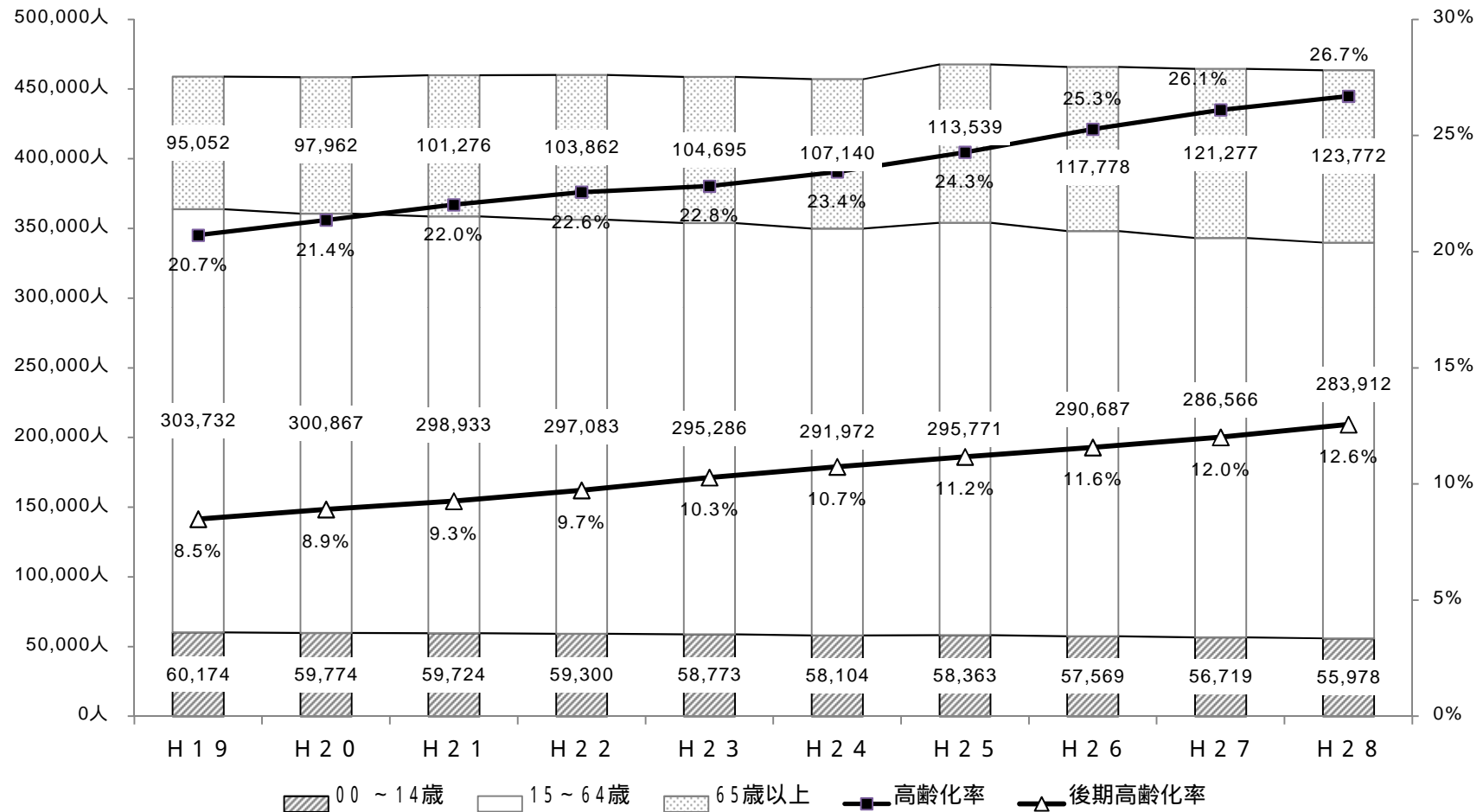
# 人口と世帯数等の推移

- 本市の人口・世帯数の推移をみると、人口総数は減少傾向にある一方で、世帯数は増加しています。
- 人口総数の減少に対し世帯数が増加しているため、1世帯あたりの人員は減少しています。



# 高齢者人口の推移

- 高齢者人口は第2期「あまがさきし地域福祉計画」開始年度の平成23年の104,695人であったものが、平成28年には、123,772人と19,077人増加しています。
- 65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）も、平成23年に22.8%が、平成28年には26.7%と3.9ポイント上昇しており、75歳以上の後期高齢者の割合は平成28年で12.6%となっています。

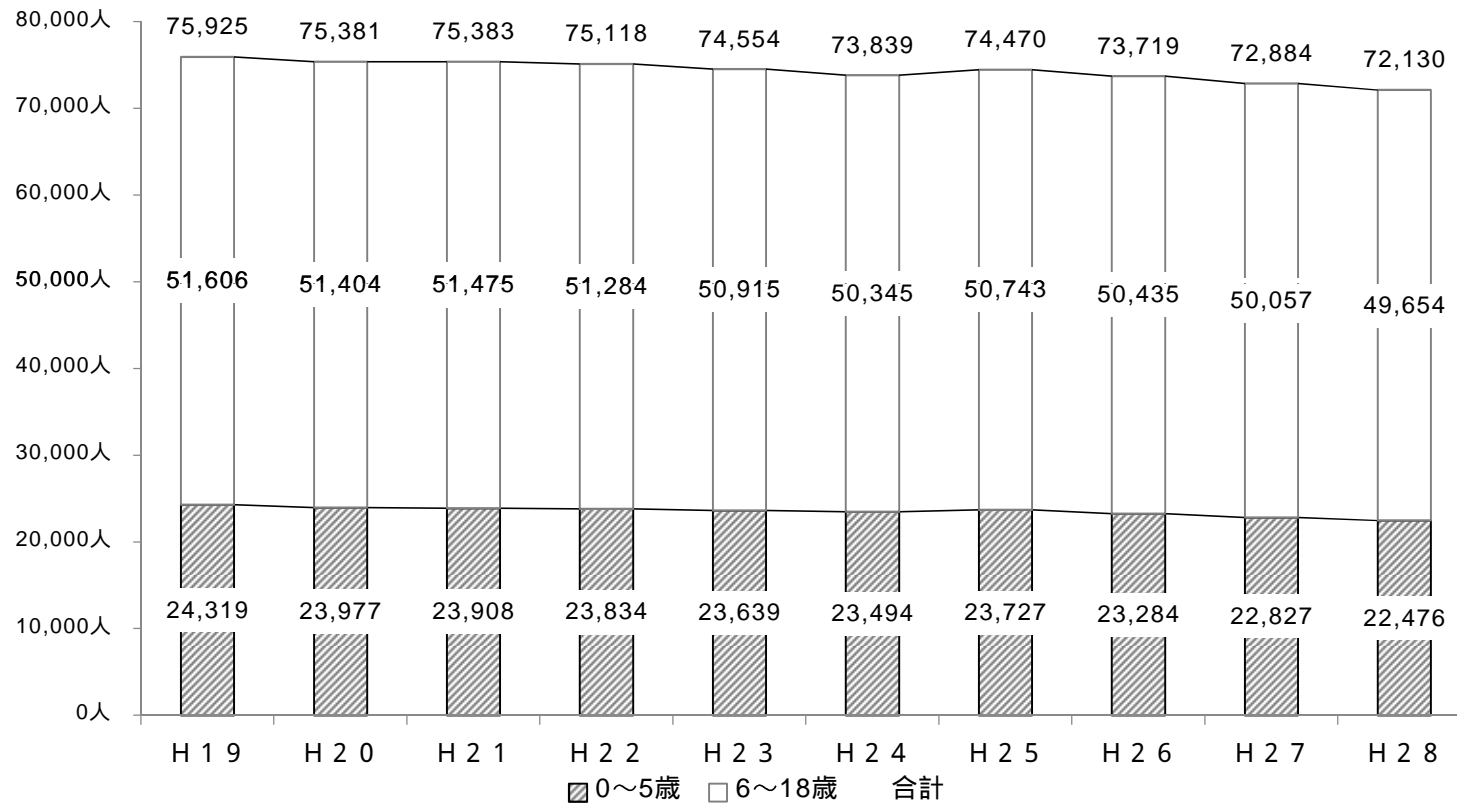


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

平成25年度は外国人登録が廃止され、住民基本台帳に移行したことから、外国籍の方を含む。

# 子どもの数の推移

- 子どもの人口を就学前（0～5歳）と就学後（6～18歳）に区分してその推移をみると、就学前人口、就学後人口ともに微減傾向にあります。

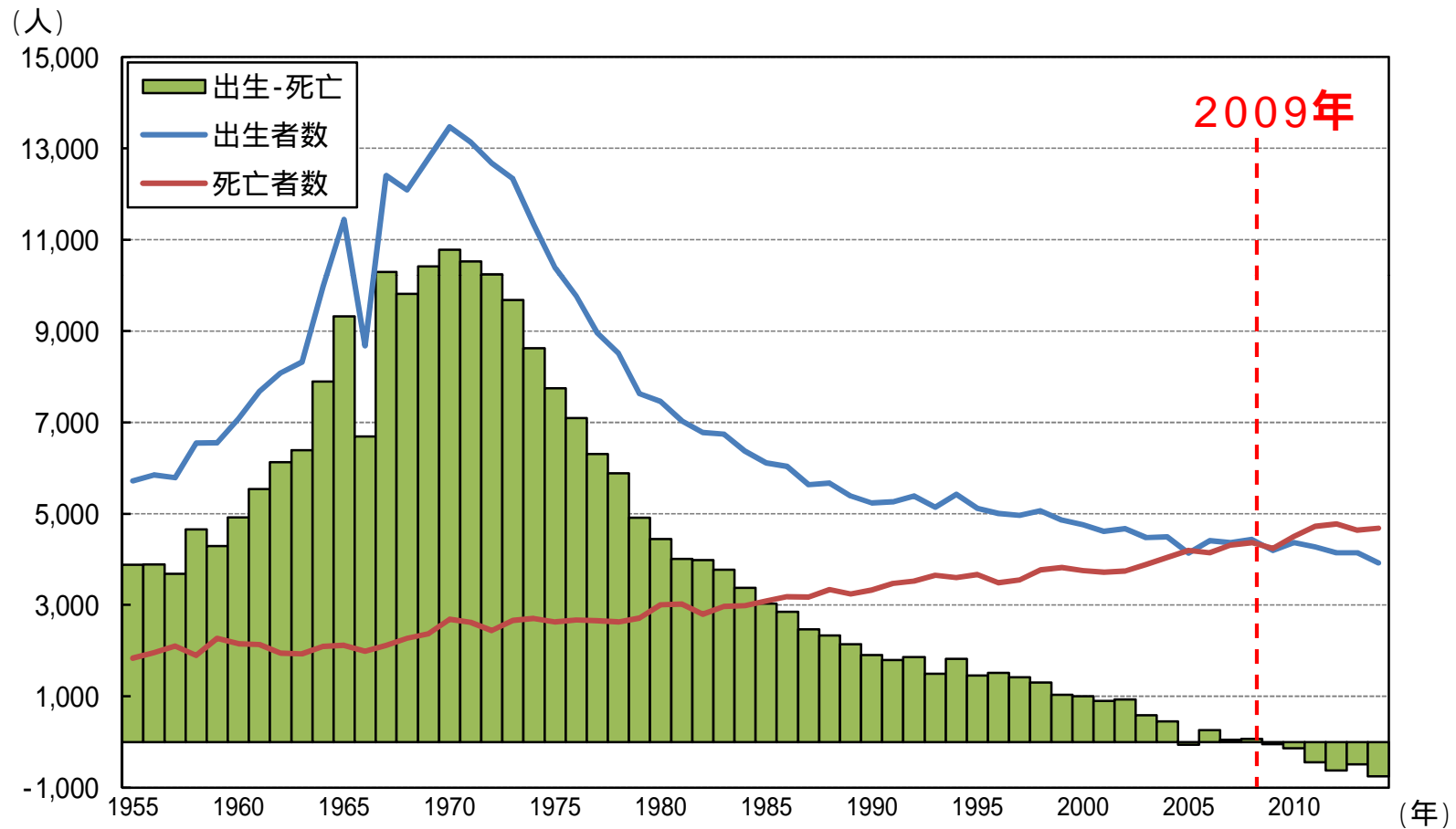


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

平成25年度は外国人登録が廃止され、住民基本台帳に移行したことから、外国籍の方を含む。

## 自然増減（出生者数－死亡者数）

- ・ 2009年以降、死亡が出生を上回る。
- ・ 今後出生数は、団塊ジュニア世代が40歳代を迎え、大幅な減少が見込まれます。

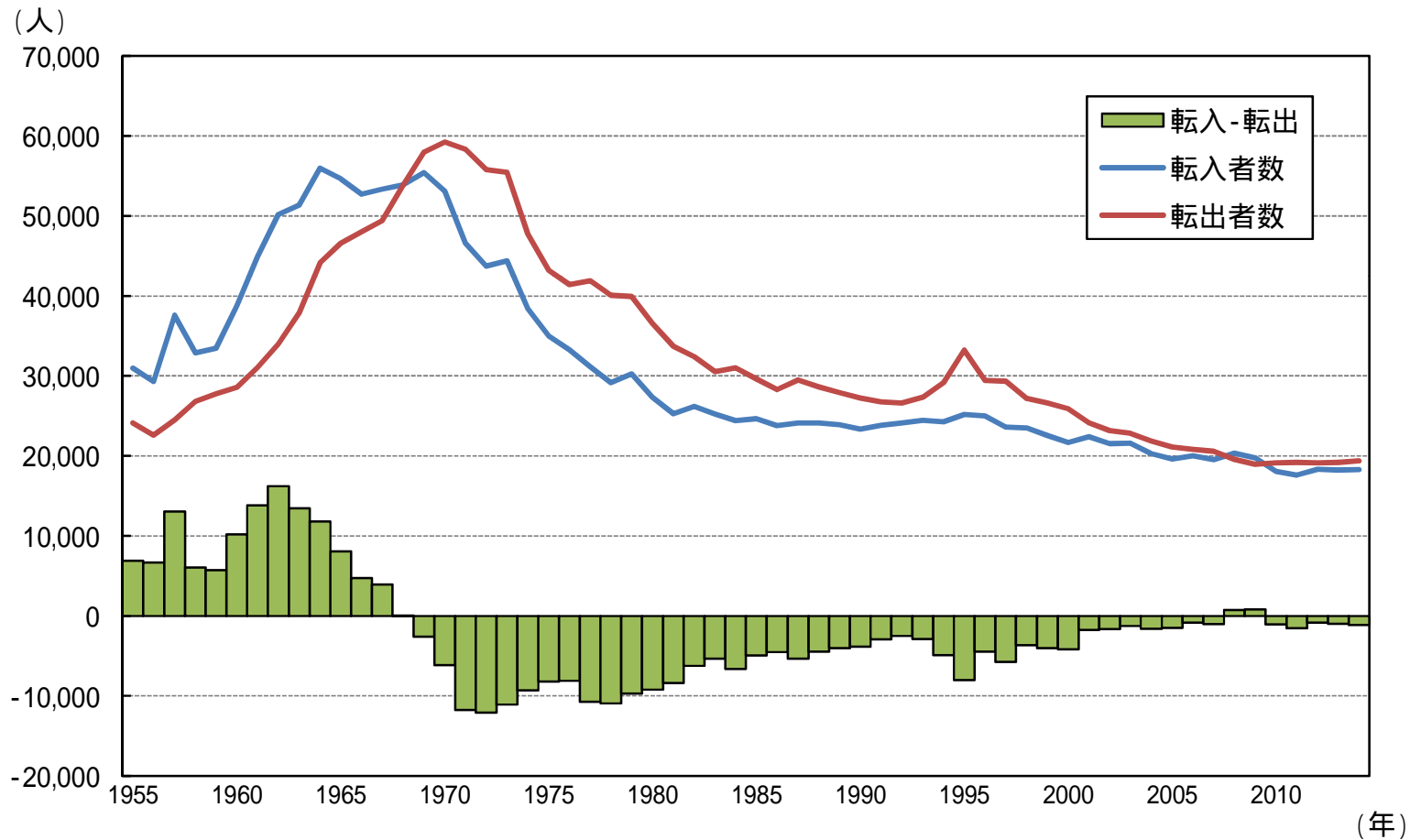


資料作成：政策課

(資料) 尼崎市「尼崎市統計書」

## 社会増減（転入者数－転出者数）

- ・ 1960年台までは転入超過だったものが、1970年台には年間1万人にもおよぶ大幅な社会減少が続いた。
- ・ 近年、減少幅は縮小しているものの、転出超過傾向が続く。



(資料) 尼崎市「尼崎市統計書」

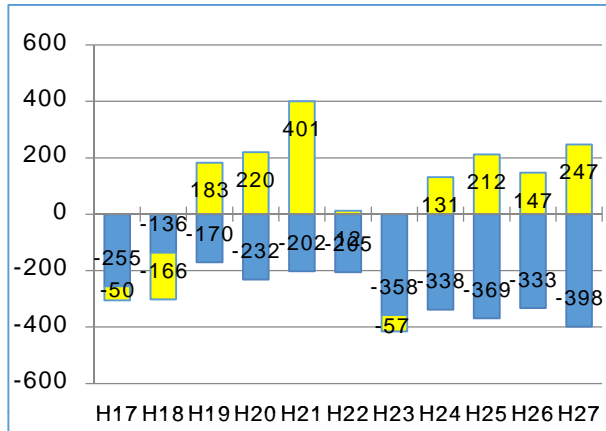


# 地区別自然増減及び社会増減（H17以降）

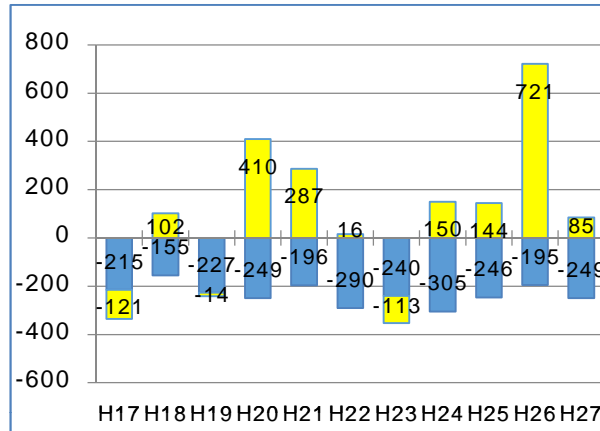
■ 自然増減（死亡・出生） ■ 社会増減（転出・転入）

（資料）尼崎市「人口月報」から

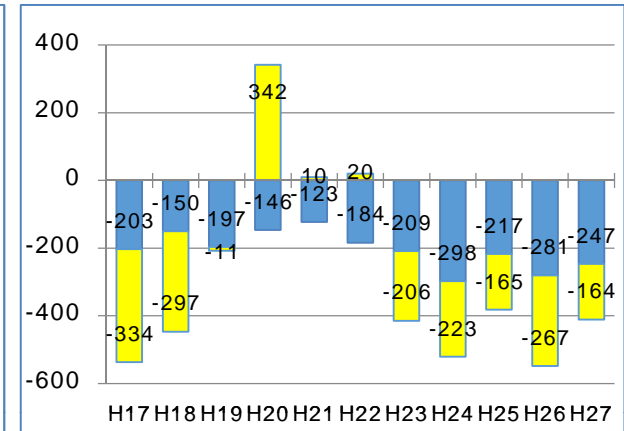
中央地区



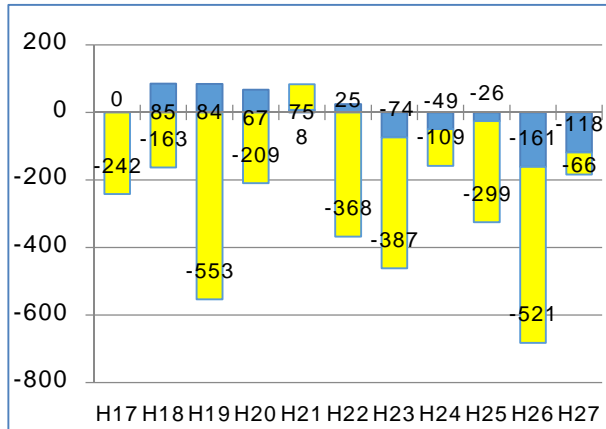
小田地区



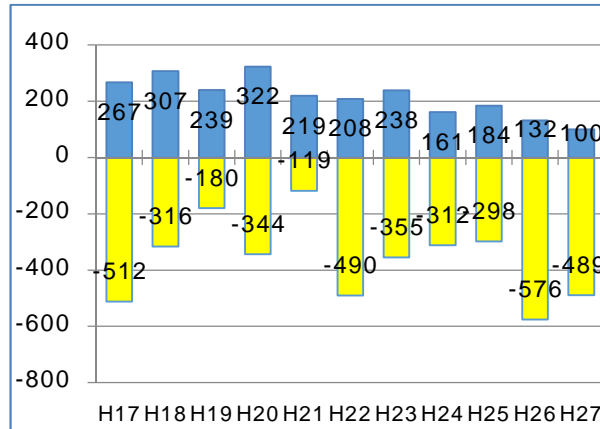
大庄地区



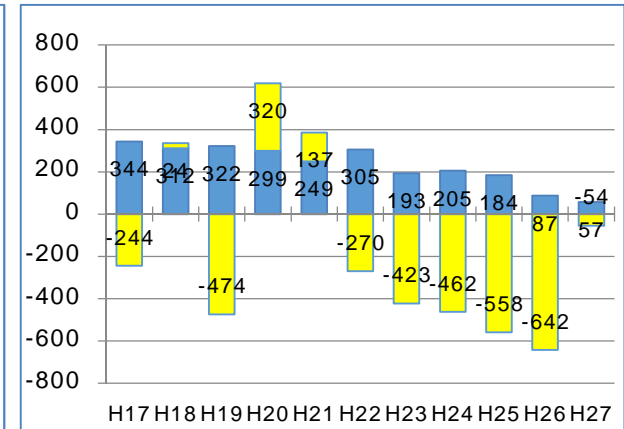
立花地区



武庫地区



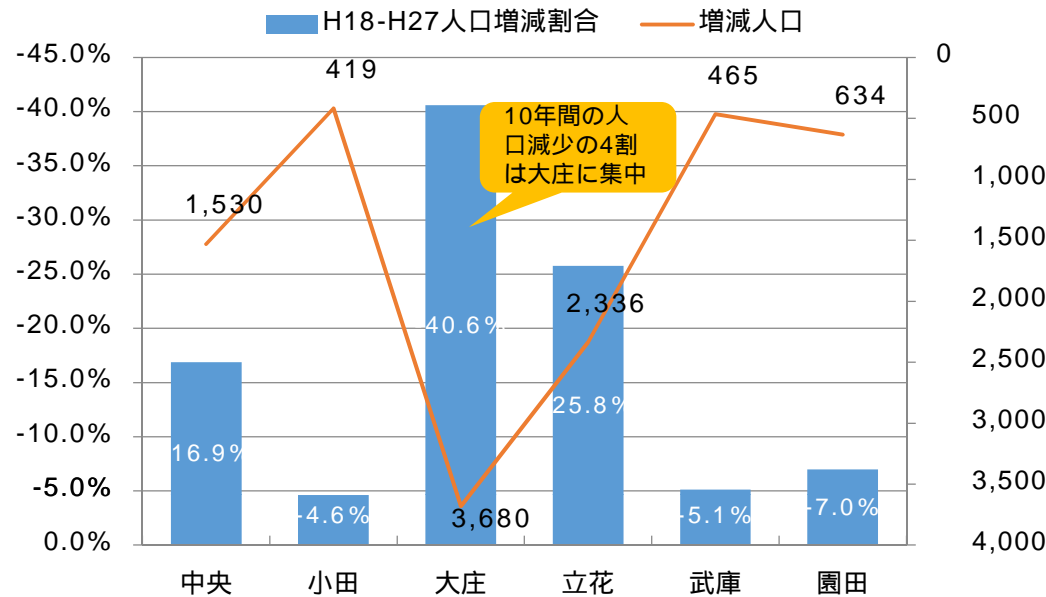
園田地区



- ・南部3地区は出生数が少なく、圧倒的に自然減。北部は武庫、園田が自然増ながら立花はH23以降、減に転じた
- ・中央・小田のみトータルで社会増。その他はすべて社会減。
- ・北部は転入・転出が南部に比べて多いが、立花はH21のみ社会増、武庫は一貫して減少、園田はH20、H21は社会増。



# 平成18年～平成27年の10年間の地区別人口動態



- 平成18年から平成27年までの10年間の人口減少数を地区別で見ると、大庄、立花、中央だけで約83.3%を占める。
- 特に、大庄は人口の減少の占める割合が40.6%と突出しており、自然減や社会減だけでなく市内転居で地区外転出が超過しているのも要因。
- 立花は2,336人、人口減少に占める割合は大庄に次いで25.8%となるものの10年前からの人口減少率は0.023ポイントで、中央地区0.031ポイントのほうが大きい。
- 中央の人口減少に占める割合は16.9%で、自然+社会減が主な理由。
- 小田の人口減少に占める割合は4.6%と最も少ないが、再開発による一時的な社会増が影響しているため、今後は自然減により緩やかな人口減少が予想される。
- 武庫の人口減少に占める割合は、自然+社会減が16.0%であるが、地区外転入の超過により5.1%に留まっている。
- 園田の人口減少に占める割合7.0%の主な要因は地区外転出が超過。

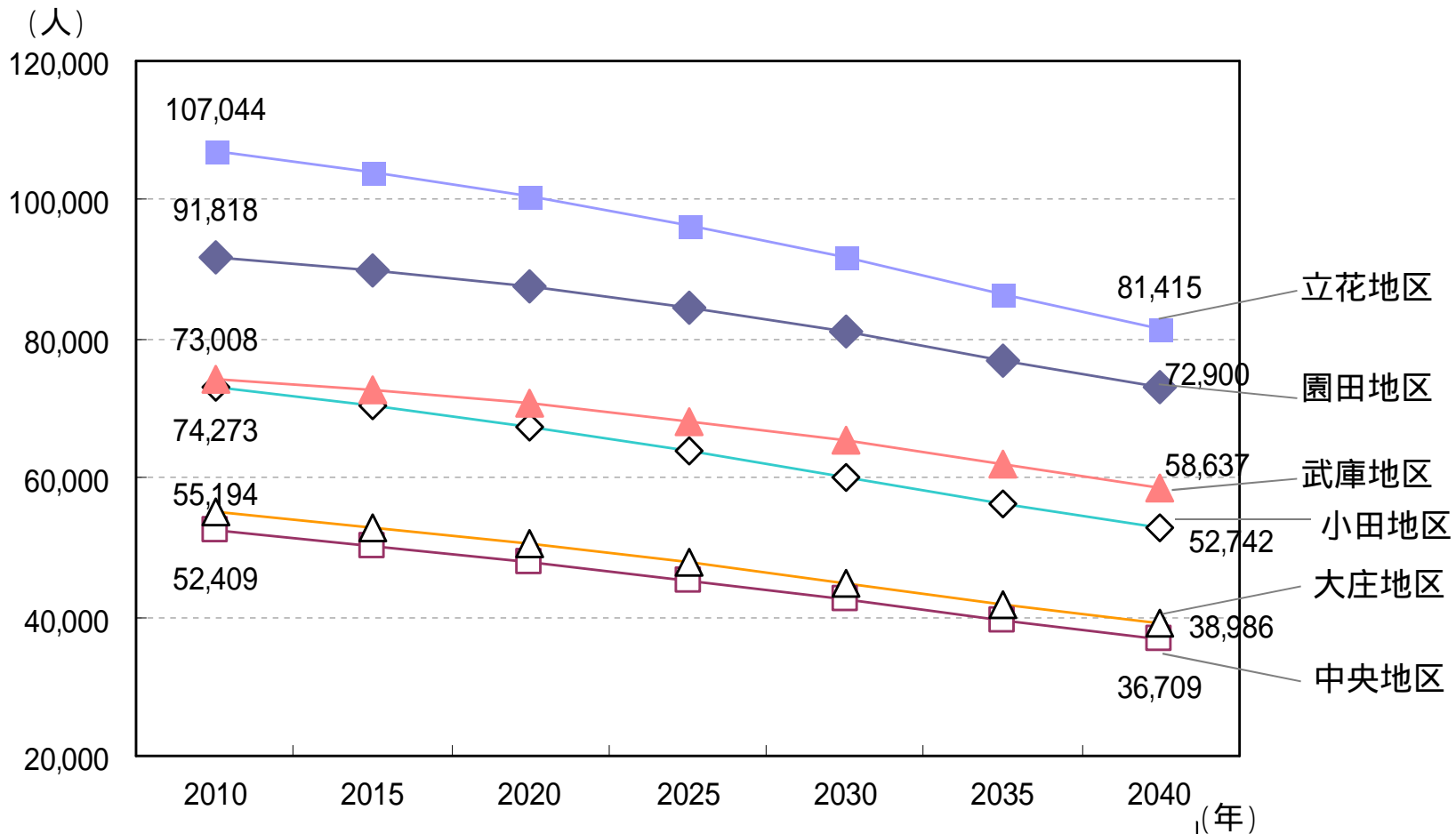
	自然+社会+市内増減						
		中央	小田	大庄	立花	武庫	園田
総計(A+B)	9,064	1,530	419	3,680	2,336	465	634
割合	100%	16.9%	4.6%	40.6%	25.8%	5.1%	7.0%
自然+社会増減(A)	9,064	1,380	577	3,048	2,528	1,448	83
割合	100%	15.2%	6.4%	33.6%	27.9%	16.0%	0.9%
市内増減(B)	0	150	158	632	192	983	551
H27.12.1現在総人口	445,603	51,214	73,457	52,094	105,477	73,724	89,637
10年前からの減少率	0.021	0.031	0.006	0.076	0.023	0.006	0.007

(資料) 尼崎市「人口月報」から

尼崎市の人口減少は、主に中央、大庄、立花地区で進んでいる。小田は大規模開発が一段落しており、今後は社会増が見込まれず人口減少に転じること、また、武庫、園田は自然増が減少しており、このまま人口減少が進行することが見込まれる。

## 地区別人口の将来推計

- ・ いずれの地区も微減傾向
- ・ 年齢が若いほど人数が少なくなる傾向が顕著。コミュニティの形成に懸念

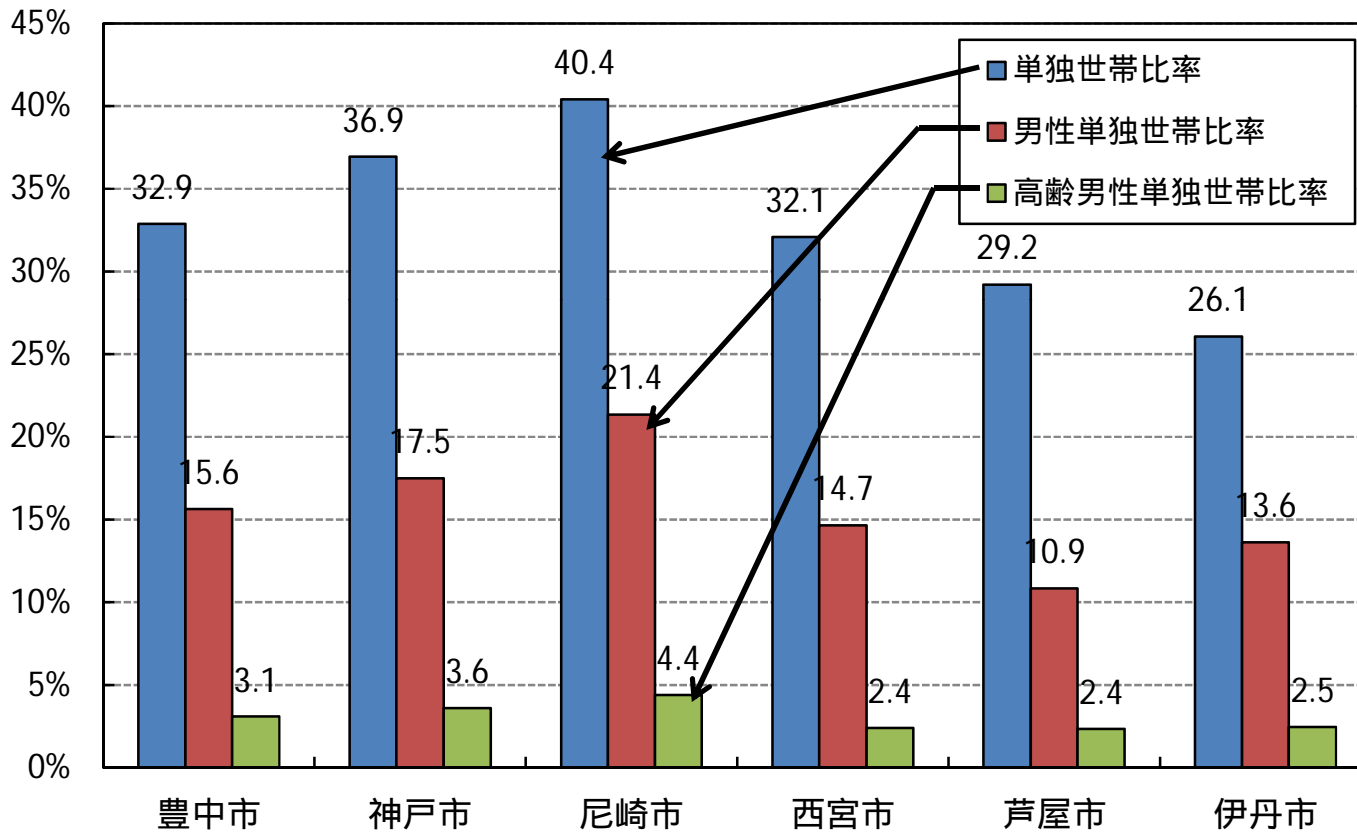


資料作成：政策課

総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに推計

# 単独世帯比率

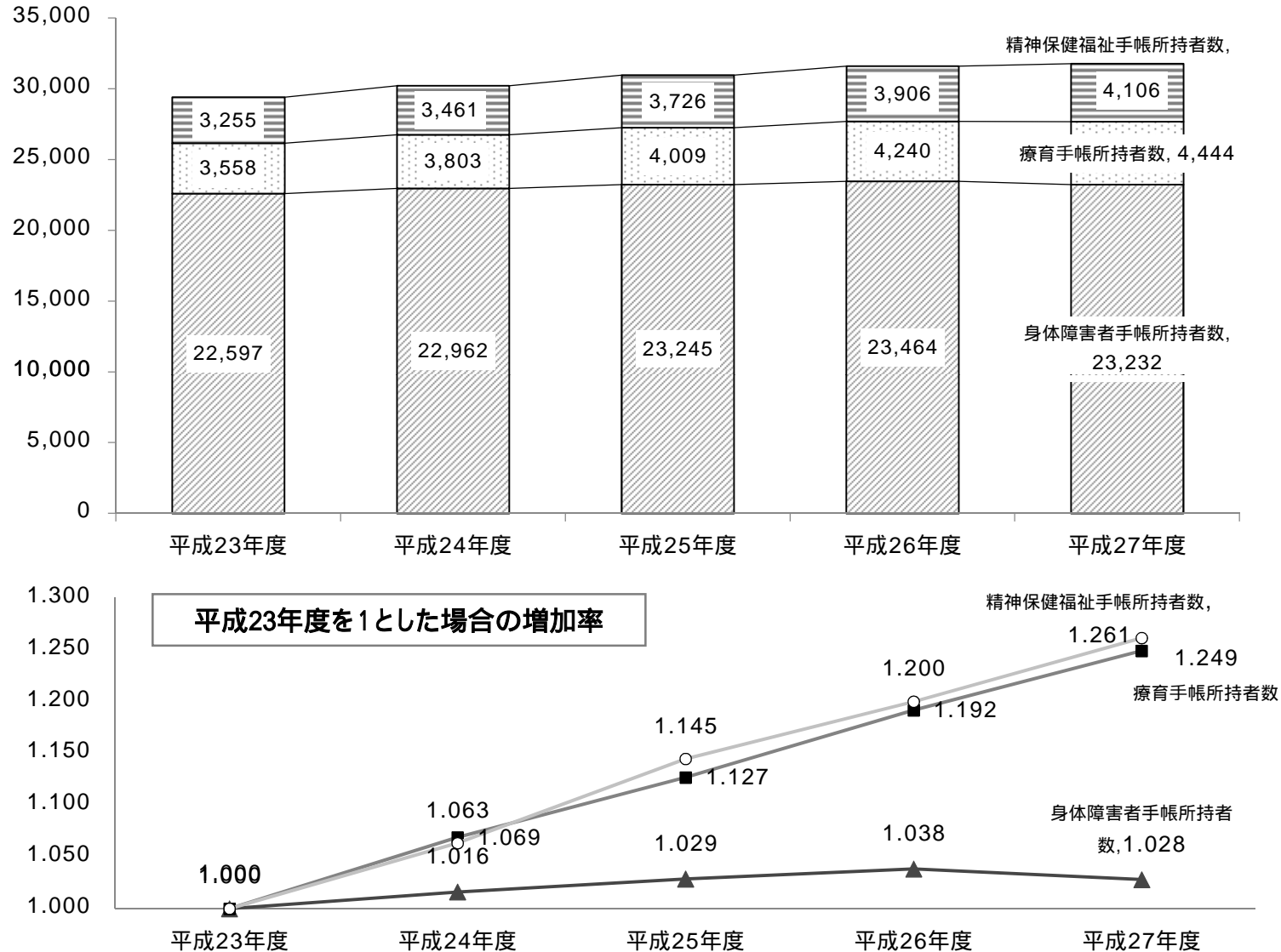
・尼崎市は近隣他都市と比較して、単独世帯（一人暮らしの世帯）の比率が高く、中でも男性の単独世帯の比率が高い。



高齢化の進展の中で、独居高齢者は今後も増加が見込まれる。

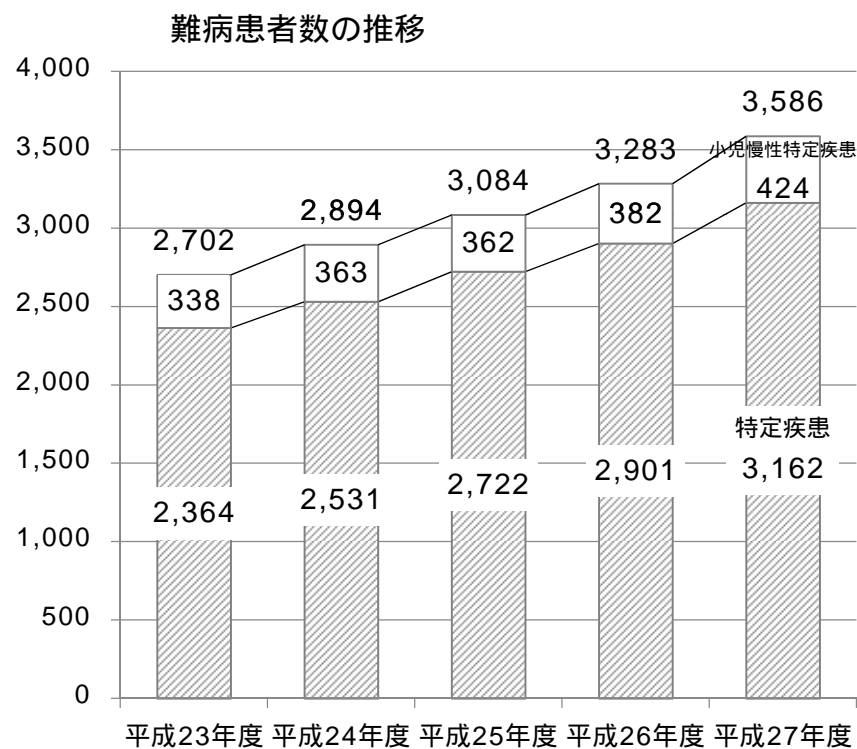
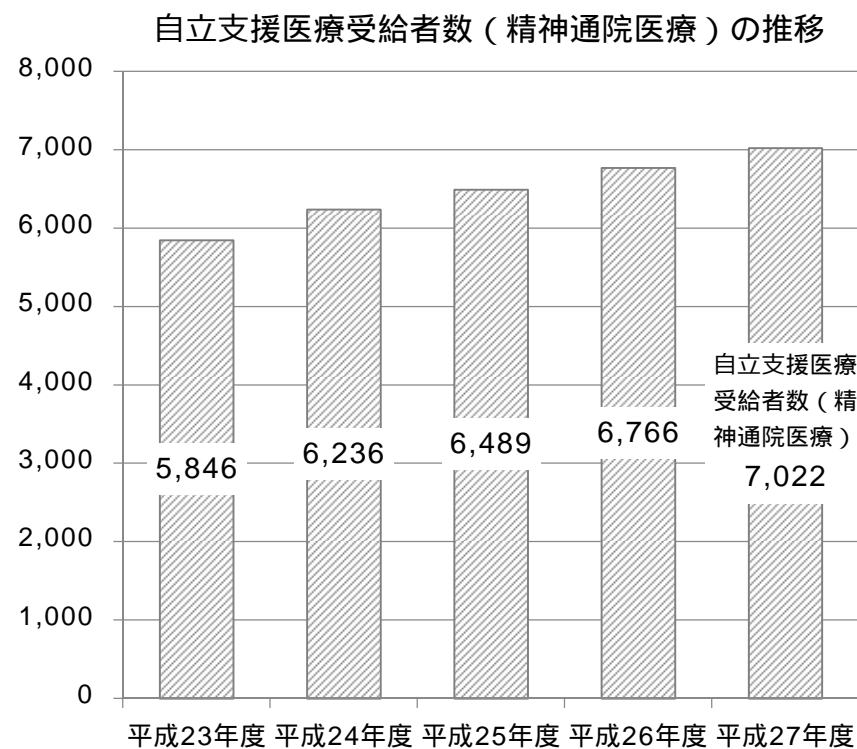
## 障害手帳所持者数の推移

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。
- 平成23年度と比べ、平成26年度は精神保健福祉手帳は約1.26倍、療育手帳所持者数は約1.25倍となっています。



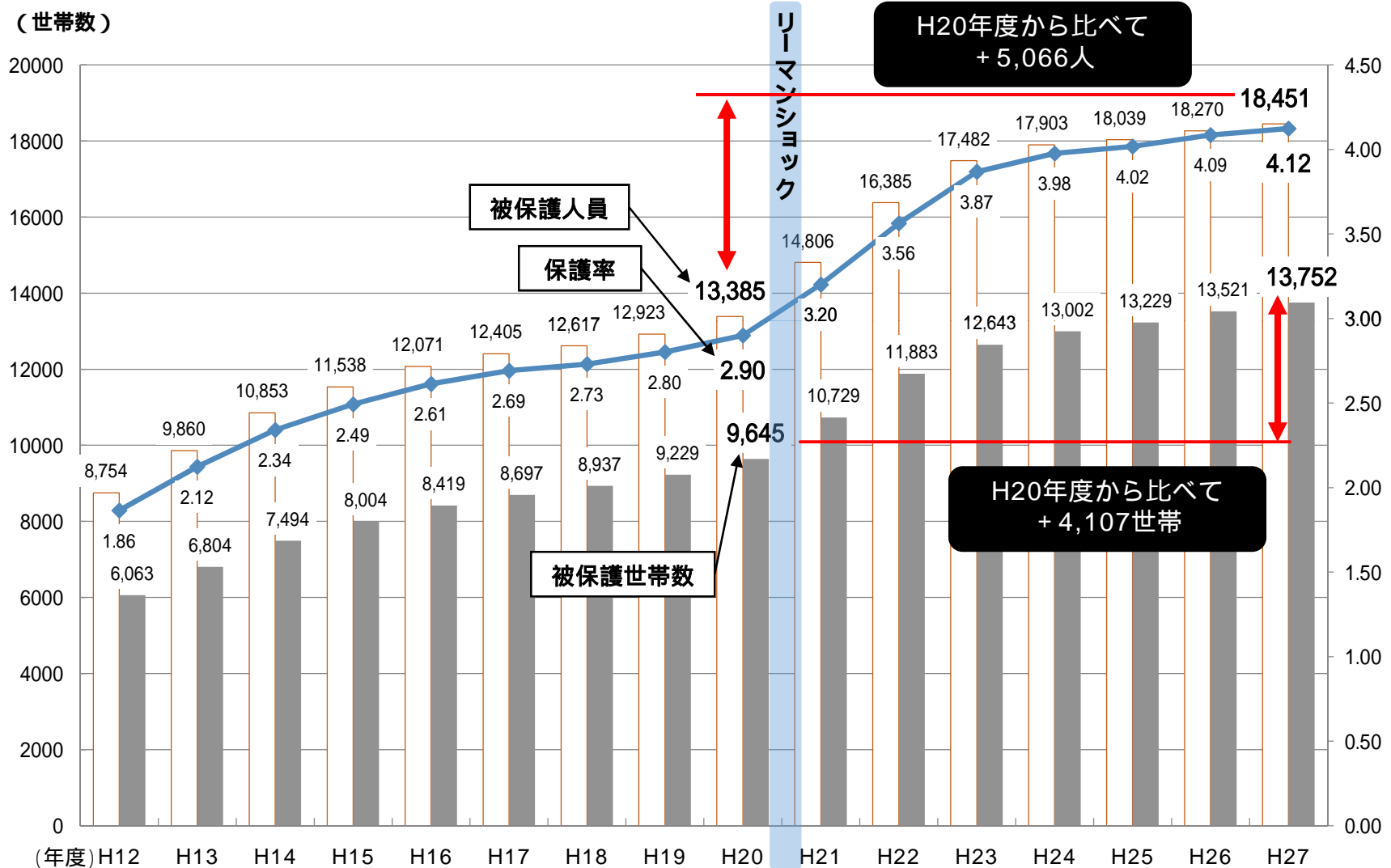
# 自立支援医療受給者数（精神通院）及び難病患者数の推移

- 神障害者保健福祉手帳のと同様に、自立支援医療受給者数（精神通院医療）は増加傾向にあります。
- また、難病患者数も増加傾向にあります。



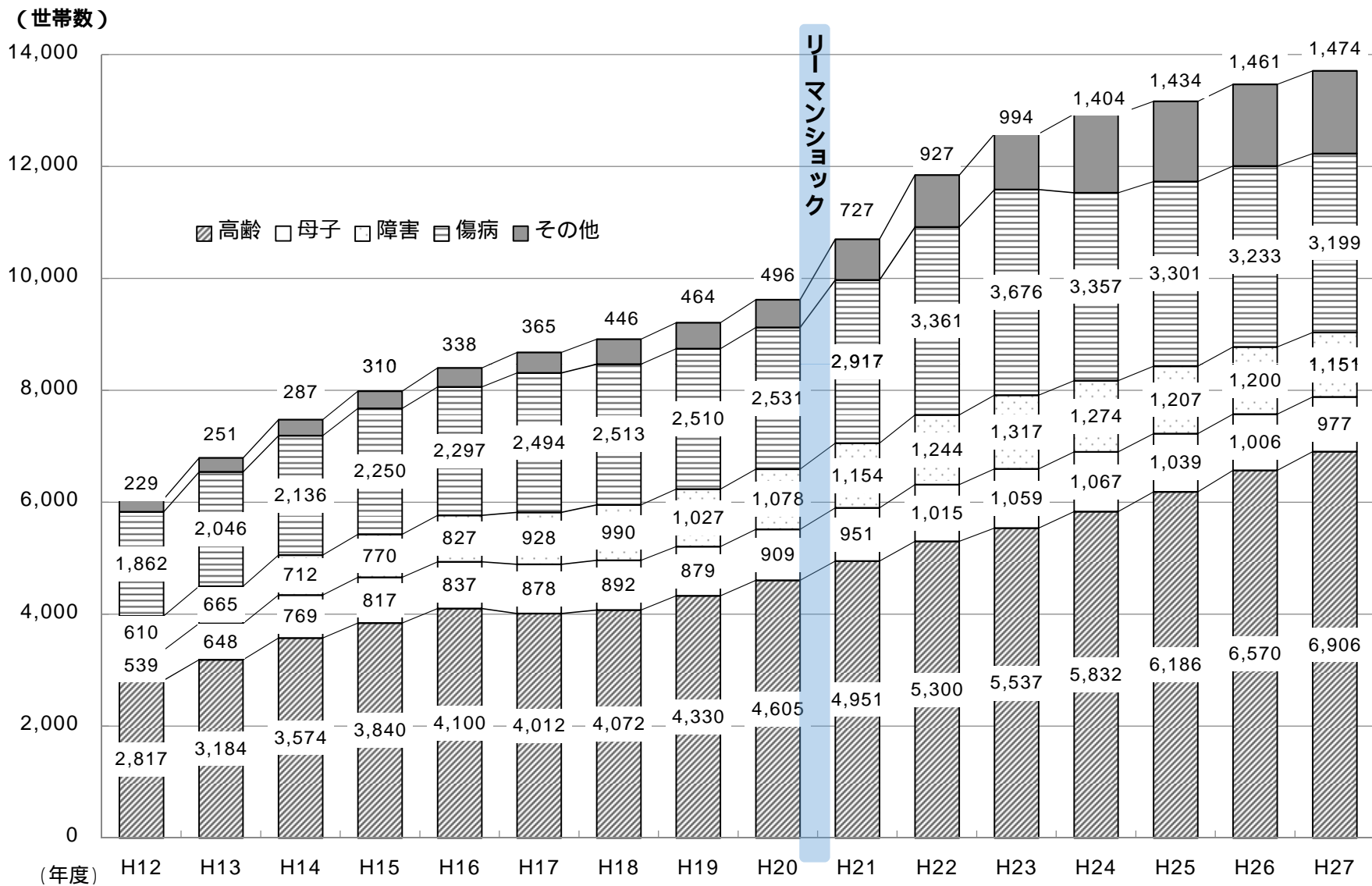
# 生活保護の推移（被保護世帯数等の推移）

- 被保護世帯数等は、平成20年10月ごろのリーマンショックに端を発する世界金融危機以降急増し、平成27年度は高止まりのまま、緩やかに増加し続けている。



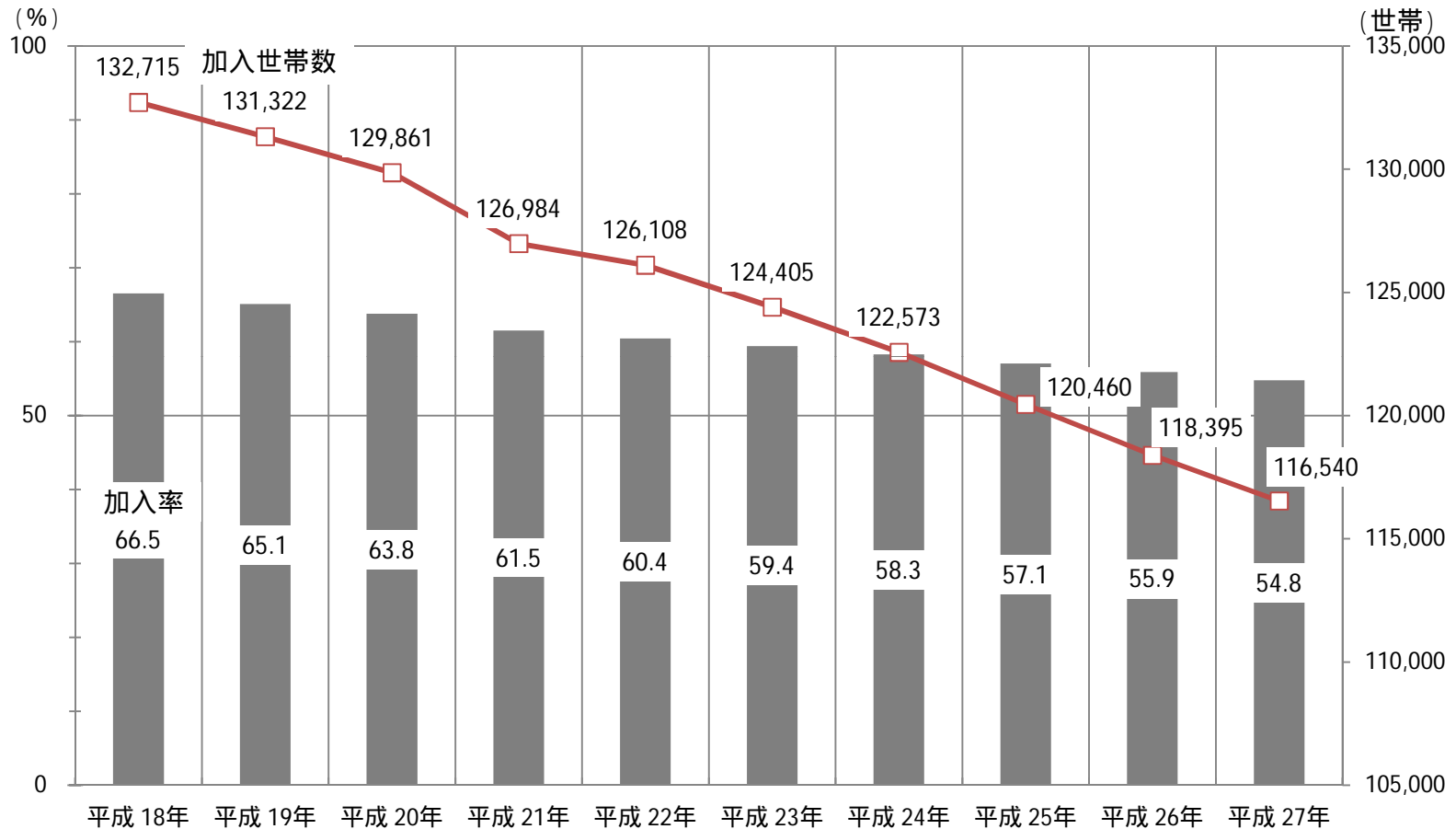
# 生活保護の推移（世帯類型別被保護世帯数の推移）

- 65歳以上の高齢者世帯を中心に被保護世帯数は増加を続けている。



## 自治会等の状況(加入率と加入世帯数の推移)

- 尼崎市社会福祉協議会(自治会・町会)の加入率をみると、平成18年は66.5%であったものが、平成27年は54.8%になり11.7ポイント下がっている。
- 加入世帯数も、平成18年の132,715世帯から平成27年は116,540世帯と 16,175世帯減少している。



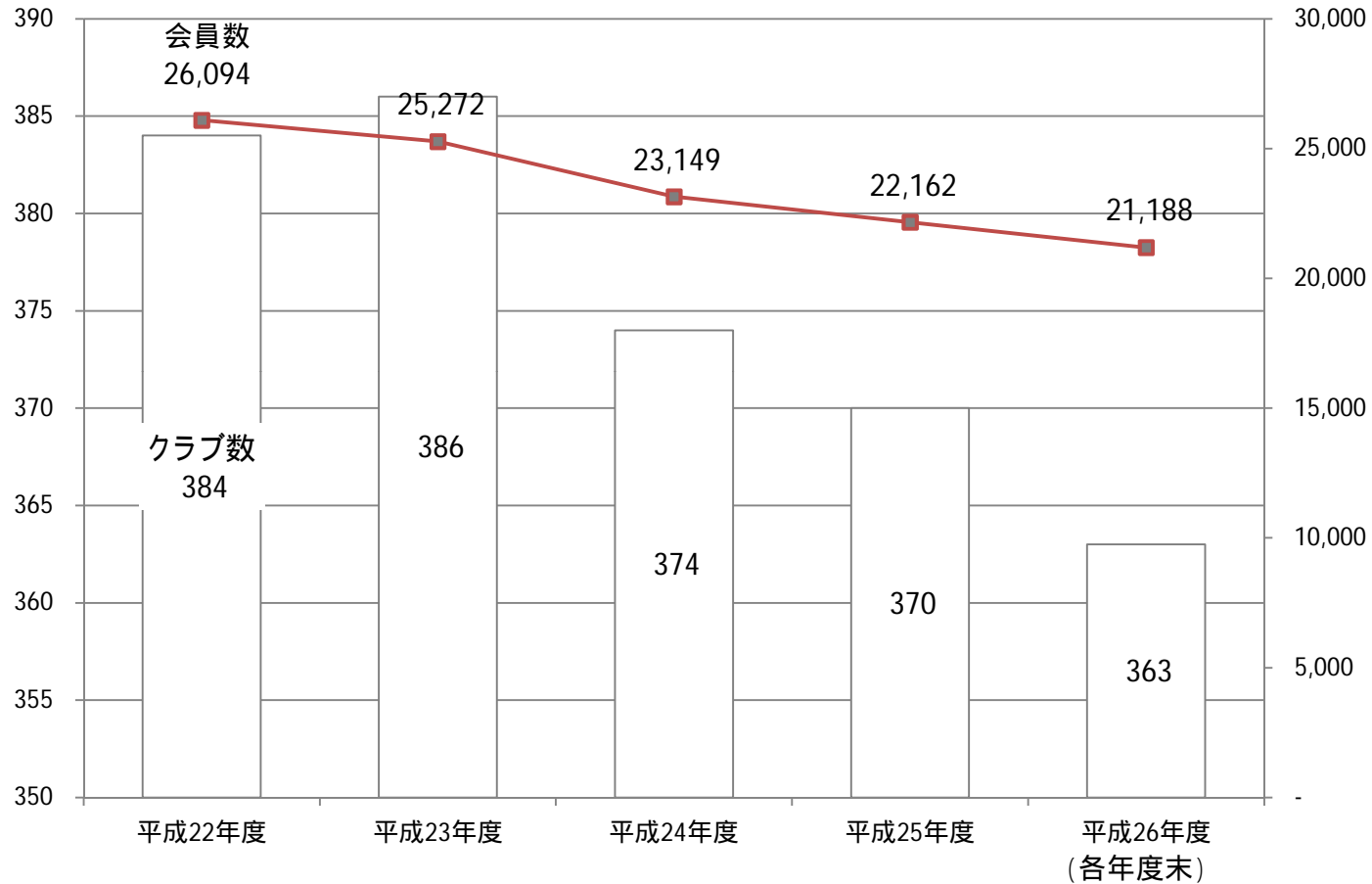
	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
加入率	66.5	65.1	63.8	61.5	60.4	59.4	58.3	57.1	55.9	54.8
加入世帯数	132,715	131,322	129,861	126,984	126,108	124,405	122,573	120,460	118,395	116,540

資料 市民活動推進担当



# 老人クラブの加入状況

- 高齢者は増加しているものの、老人クラブ数及びその会員数も減少傾向にある。

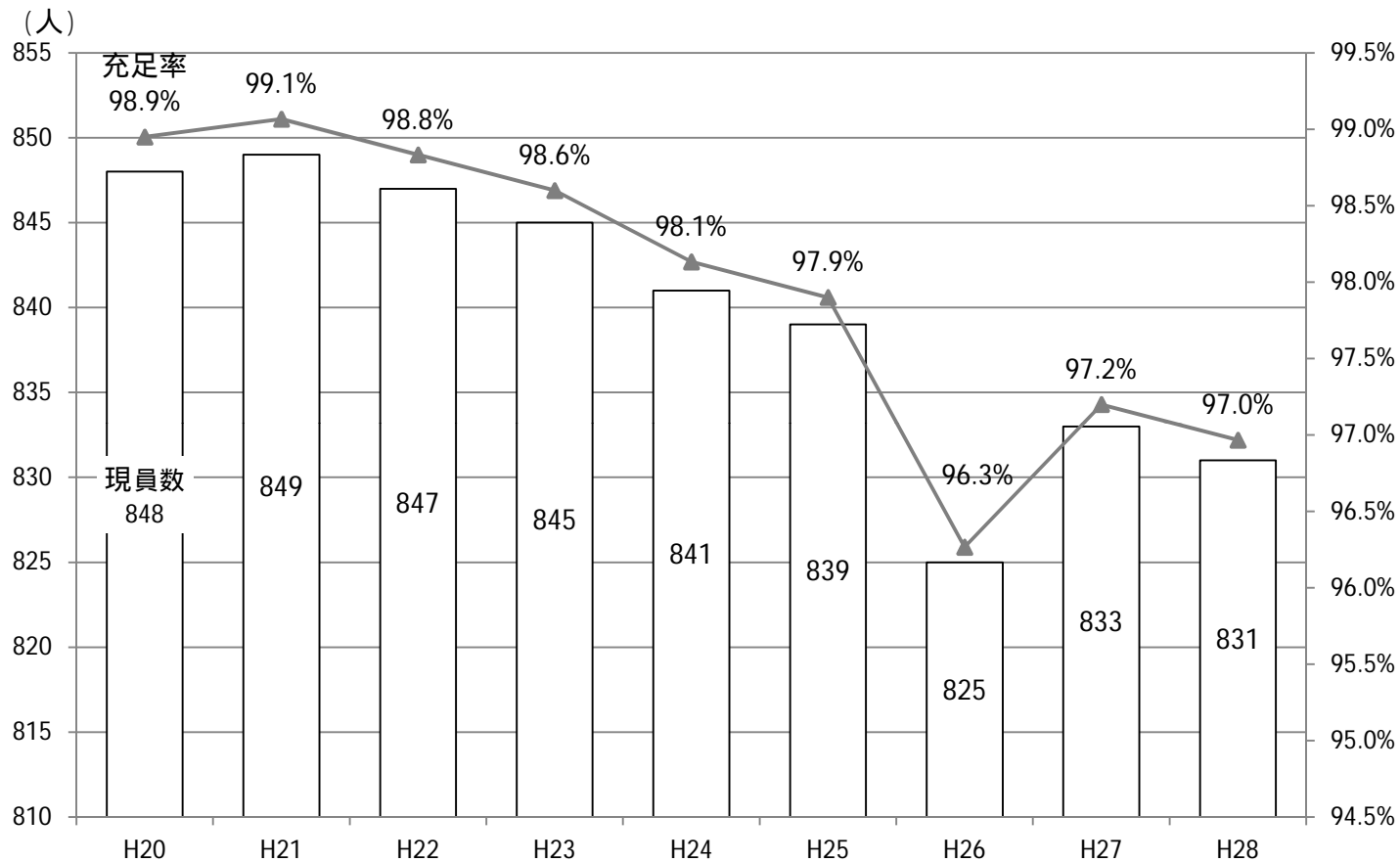


全市	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クラブ数	384	386	374	370	363
会員数	26,094	25,272	23,149	22,162	21,188

資料 健康福祉局福祉部高齢介護課

# 民生児童委員の状況

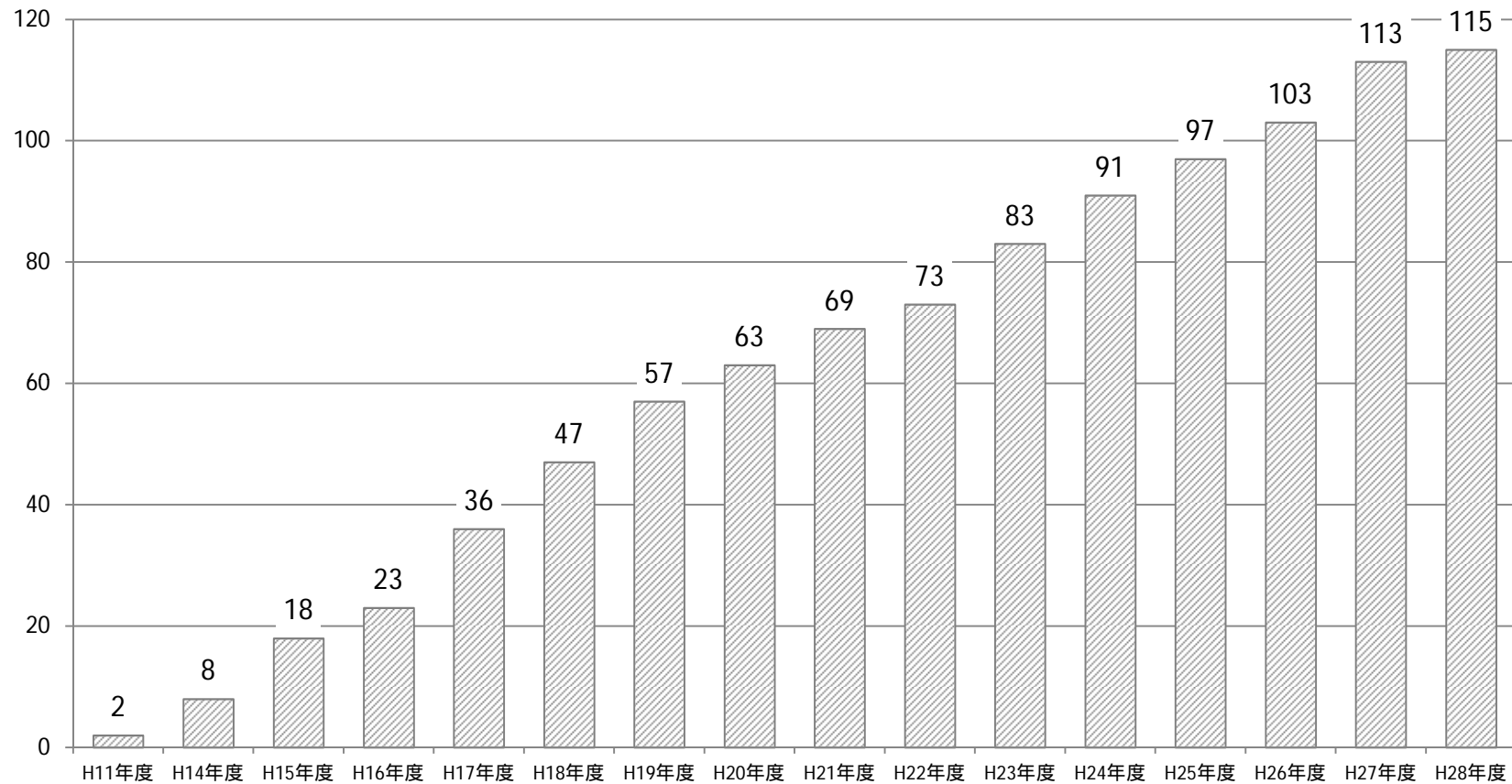
- 民生児童委員は平成20年に定数857人となって以降、少しずつ欠員が増えて続けている。



人数は、各年度の4月1日時点の数値

## 特定非営利活動法人の状況(累計)

- 特定非営利活動法人の数は、毎年増加傾向にある。



認証年月日	H11年 度	H14年 度	H15年 度	H16年 度	H17年 度	H18年 度	H19年 度	H20年 度	H21年 度	H22年 度	H23年 度	H24年 度	H25年 度	H26年 度	H27年 度	H28年 度
法人数	2	6	10	5	13	11	10	6	6	4	10	8	6	6	10	2
法人数(累計)	2	8	18	23	36	47	57	63	69	73	83	91	97	103	113	115

県民ボランティア活動の広場「ひょうごNPO法人情報公開サイト(<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/v-hyogo/search/index.php>)より



本資料は、現時点での地域福祉計画の検討案です。  
地域福祉計画（素案）の目次イメージに基づき、作成しています。  
今後も、関係者等との調整などにより、内容の変更を行うことがあります。



## 第2章 尼崎市の地域福祉を取り巻く現状と 課題

### 2. 市民等の意識

# 「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査について

## 調査目的

尼崎市では、平成17年3月に「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を基本理念として地域福祉計画を策定し、現在、平成28年度までを計画期間とした第2期の計画推進に取り組んでいる。本調査は、平成29年度からの第3期地域福祉計画策定に向けて、地域福祉の推進の基礎資料とするために実施した。

## 調査の方法

**調査手法** 郵送による発送・回収

**調査対象者** 市民 住民基本台帳に記載されている市内在住の満20歳以上の市民の中から、2,000人を無作為に抽出した。  
民生児童委員 民生児童委員831名を対象とした。  
福祉事業者 NPOを含む市内の福祉事業者の中から200社を抽出した。

**調査実施時期** 発送日：平成28年5月27日(金) 投函締切日：平成28年6月17日(金) 6月22日着分までを集計対象とした。

## 回収状況

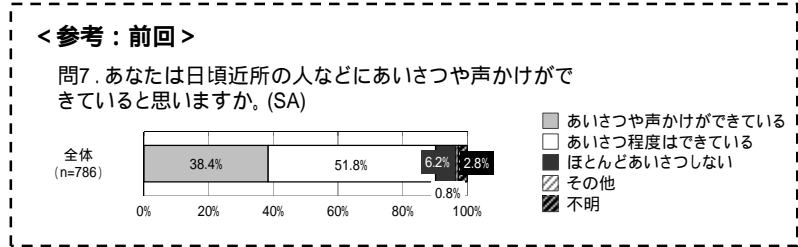
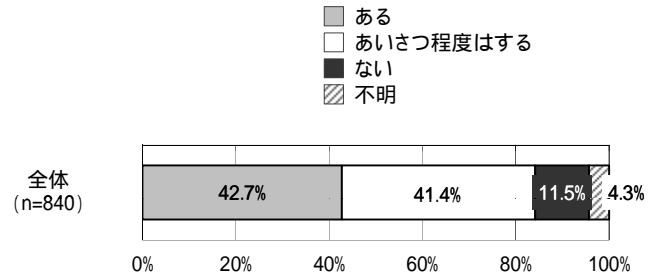
	発送数	返送数	有効発送数	回収数	有効回収率	(H21調査)
1. 市民	2,000	34	1,966	840	42.7%	39.8%(786/1976)
2. 民生児童委員	831	2	829	641	77.3%	72.1%(611/848)
3. 福祉事業者	200	1	199	125	62.8%	64.8%(127/196)
合計	3,031	37	2,994	1,606	53.6%	50.5%(1524/3020)

# 地域との関わりの状況について

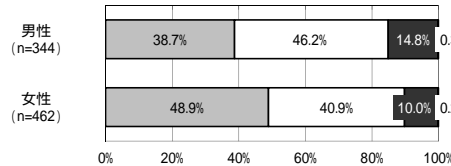
(市民)問6. あなたは日頃から身近な地域の人との交流がありますか。(SA)

**地域住民との交流は「ある」が4割強。女性や年配層、居住年数の長い層ほど、交流がみられる。**

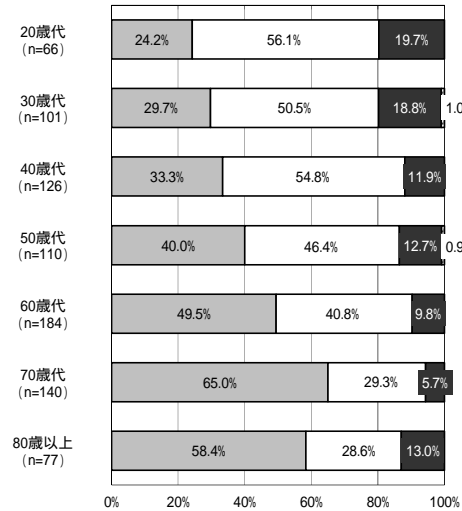
- 地域住民との交流の有無は、「ある」が42.7%、「あいさつ程度はする」が41.4%となっている。
- 前回とは聴取項目が異なるが、「ほとんどあいさつしない」と今回の「ない」を比較すると、6.2% 11.5%と増加している。
- 性別にみると、女性の方が「ある」が10.2ポイント高い。年齢別にみると、年齢が高いほど「ある」が増加する傾向で、居住年数とも相関関係がみられる。
- 家族構成別では、「ひとり暮らし」で「ない」が20.7%と高い。



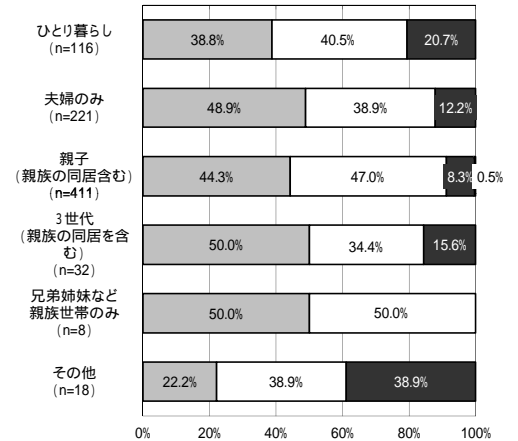
**<性別>**



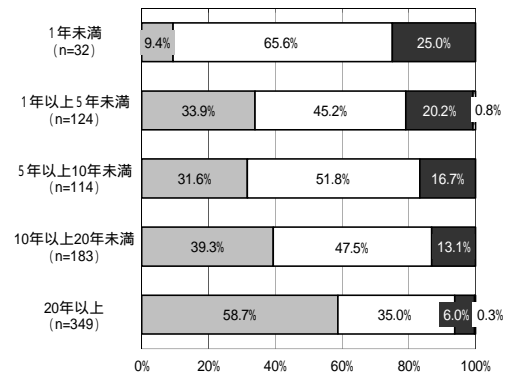
**<年齢別>**



**<家族構成別>**



**<居住年数別>**



# 地域の支え合い活動について

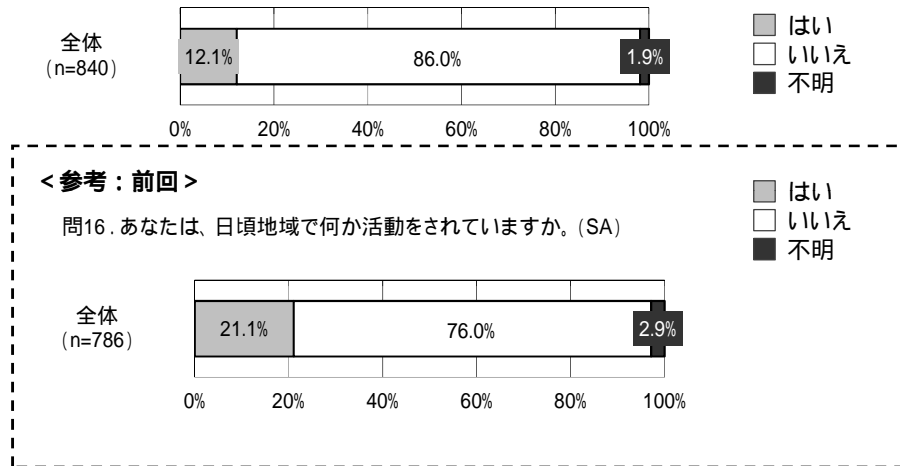
(市民)問9. あなたは、ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加していますか。 職場、学校等で取り組んでいる地域でのボランティア活動を含む(SA)

**地域の支え合い活動に参加しているのは12.1%。60～70歳代での活動率が約2割と高い。**

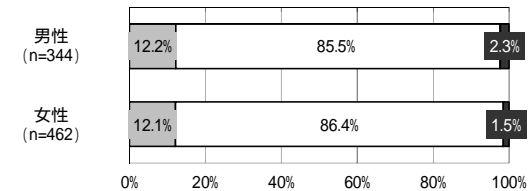
- 地域の支え合い活動に参加している人は全体の12.1%である。参考値であるが、前回の「地域で何か活動をしている」は21.1%であった。
- 性別での差はみられず、年齢別では60～70歳代で活動率が約2割と高い。

**地域の支え合い活動への参加率は、地域の人との交流有無と強い相関があり、交流のある人の活動率が非常に高くなっている。**

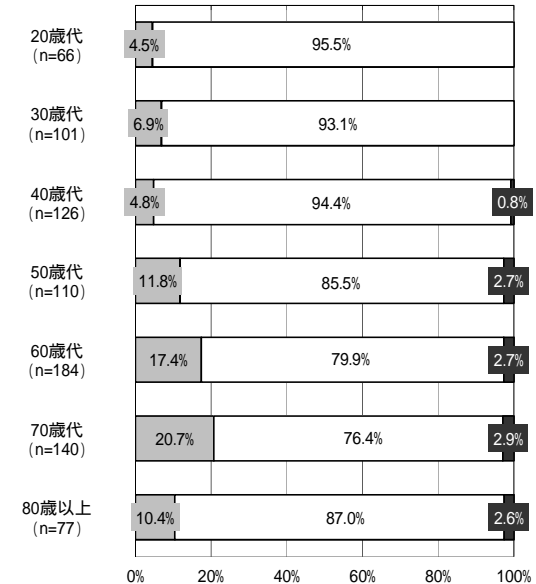
- 地域の支え合い活動への参加有無を、地域の人との交流有無別にみると、交流のある人の活動率が22.3%と特に高い。あいさつ程度の人は3.7%、ない人は5.2%となっている。



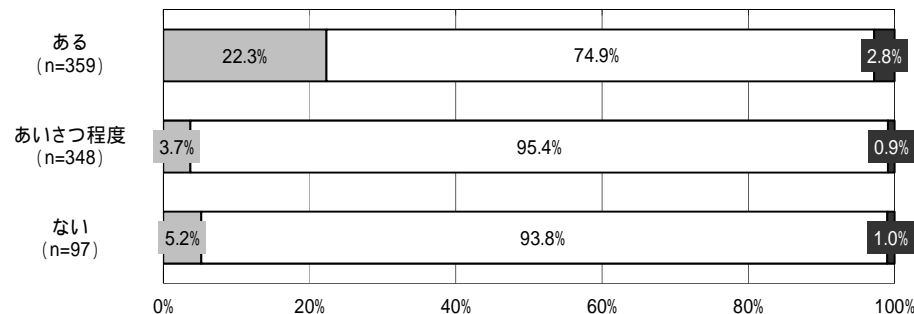
## <性別>



## <年齢別>



## <地域の人との交流有無別>





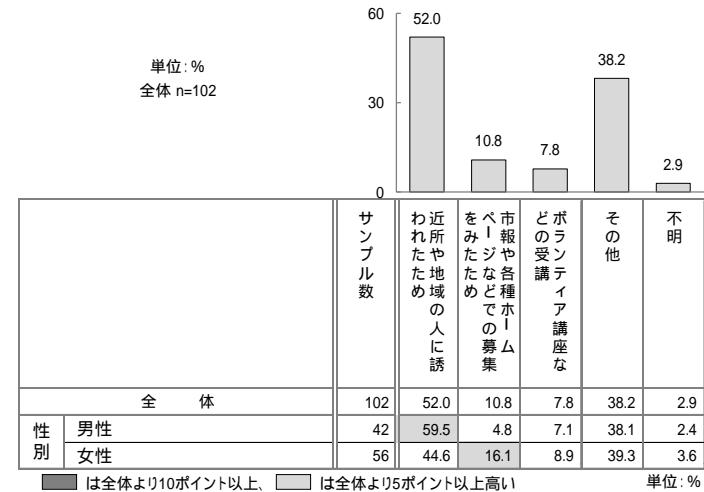
# 地域の支え合い活動について

(市民)問10. あなたが、ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加したきっかけは何ですか。(MA)【問9で「1.はい」とお答えの方へ】

地域の支え合い活動に参加したきっかけは、「近所や地域の人に誘われたため」が半数強で突出している。

特に男性の方が、誘われたことがきっかけとなっている割合が高い。

- 地域の支え合い活動に参加したきっかけは、「近所や地域の人に誘われたため」が52.0%で圧倒的に高い。「市報や各種ホームページなどでの募集をみたため」は10.8%、「ボランティア講座などの受講」は7.8%であった。
- 性別にみると、男性は「誘われた」、女性は「募集をみた」が相対的に高くなっている。

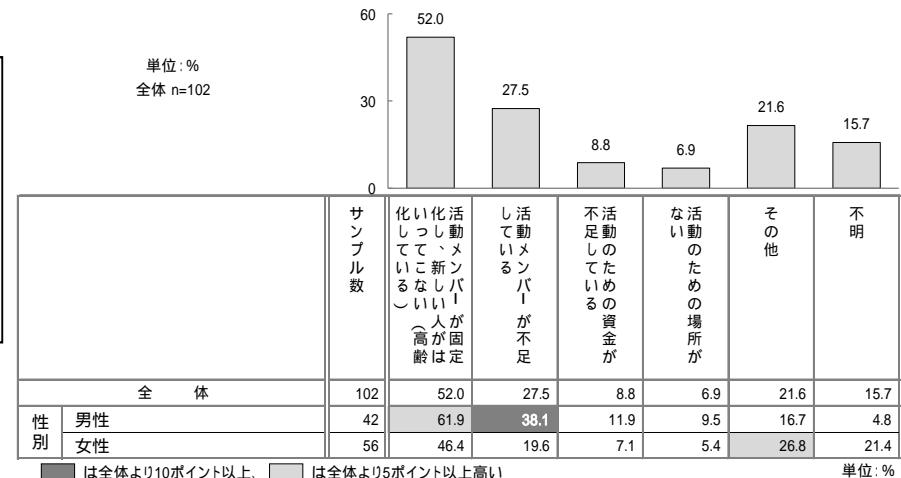


(市民)問11. あなたがボランティア活動をする中で、困っていることはありますか。(MA)【問9で「1.はい」とお答えの方へ】

ボランティア活動の困り事は、「活動メンバーの固定化」が約5割、「活動メンバーの不足」が約3割である。

いずれも男性の方が問題だと感じている人の割合が高い。

- ボランティア活動をする中で困り事は、「活動メンバーが固定化し、新しい人がはいつてこない(高齢化している)」が52.0%、「活動メンバーが不足している」が27.5%となっている。
- 性別にみると、いずれも男性の方がスコアが高い。

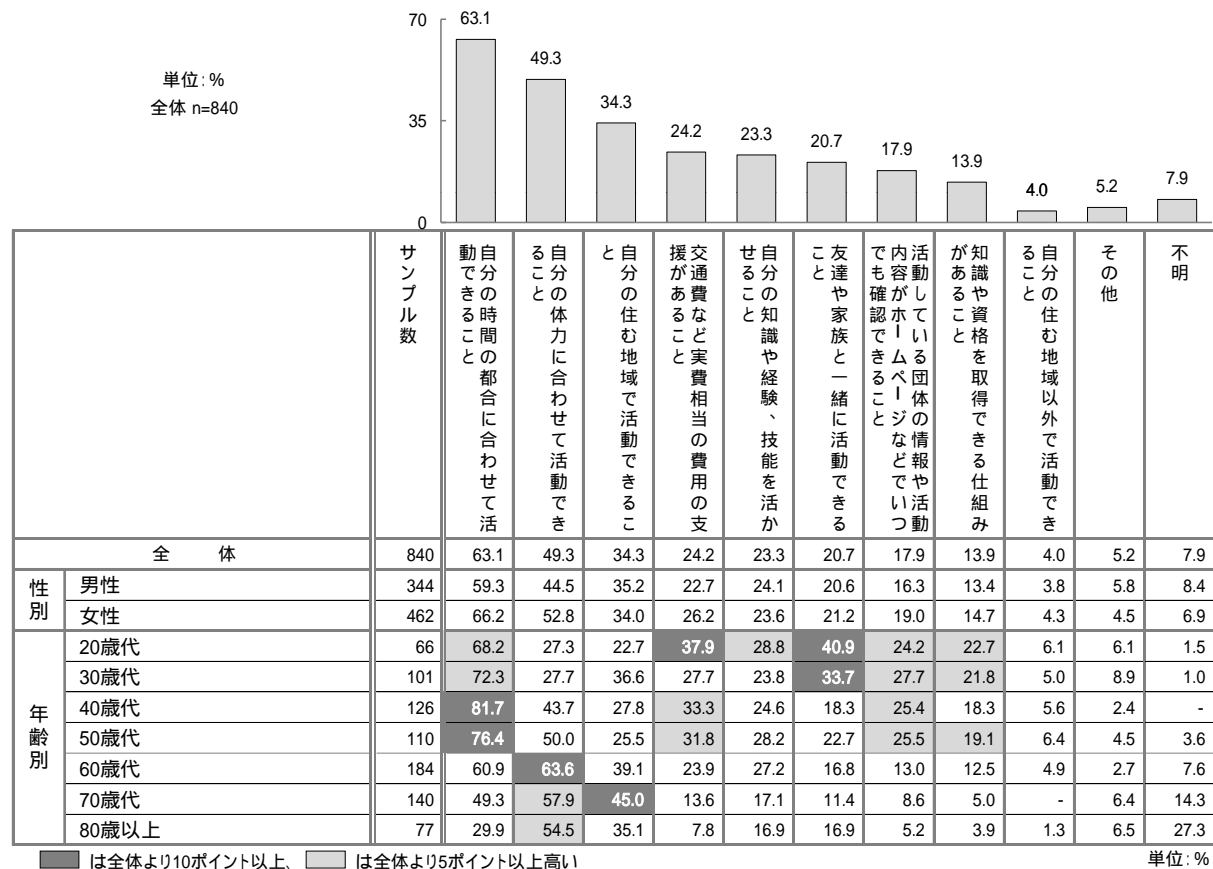


# 地域の支え合い活動について

(市民)問14. 様々な方が、ボランティア活動など地域の支え合い活動に積極的に参加するためには、こういった条件や仕組みが必要だと思いますか。(MA)

ボランティア活動に必要なと思う条件や仕組みは、「自分の時間の都合に合わせて活動できること」が6割強で最も高く、特に女性や40～50歳代で高い。

- ボランティア活動に必要なと思う条件や仕組みは、「自分の時間の都合に合わせて活動できること」が63.1%で最も高く、以下、「自分の体力に合わせて活動できること」(49.3%)、「自分の住む地域で活動できること」(34.3%)と続いている。
- 「自分の時間の都合に合わせて活動できること」は、女性や40～50歳代で特に高くなっている。また、「自分の体力に合わせて活動できること」は60歳以上、「友達や家族と一緒に活動できること」は20～30歳代で高くなっている。

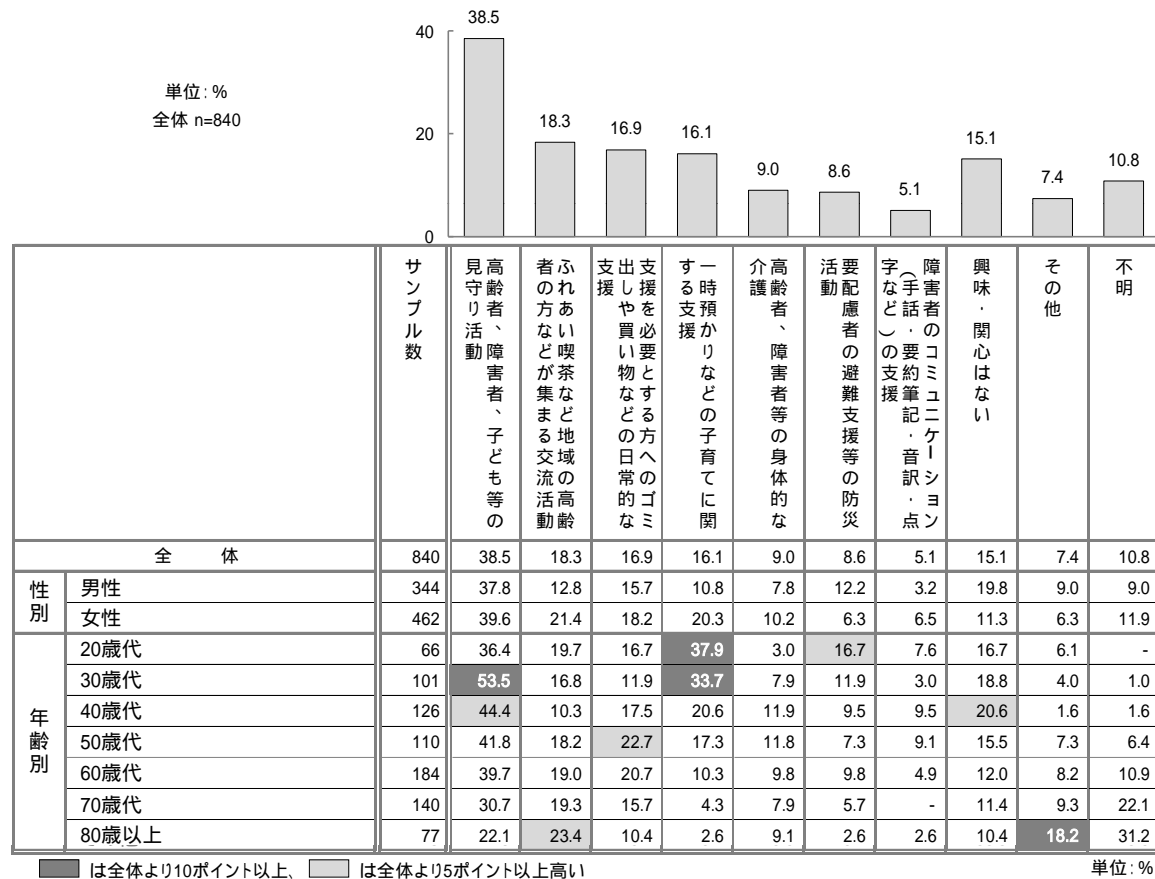


# 地域の支え合い活動について

(市民)問15. 今後、あなたが、ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する場合、どの分野に興味や関心をお持ちですか。(MA)

**興味・関心のあるボランティア活動分野は、「高齢者、障害者、子ども等の見守り活動」が4割弱で最も高く、特に30～40歳代で高い。**

- 興味・関心のあるボランティア活動分野は、「高齢者、障害者、子ども等の見守り活動」が38.5%で最も高い。以下、「ふれあい喫茶など地域の高齢者の方などが集まる交流活動」(18.3%)、「支援を必要とする方へのゴミ出しや買い物などの日常的な支援」(16.9%)、「一時預かりなどの子育てに関する支援」(16.1%)と続いている。
- 性別にみると、女性の方が「ふれあい喫茶など地域の高齢者の方などが集まる交流活動」「一時預かりなどの子育てに関する支援」が高い。
- 年齢別にみると、30～40歳代で「高齢者、障害者、子ども等の見守り活動」、20～30歳代で「一時預かりなどの子育てに関する支援」が高い。

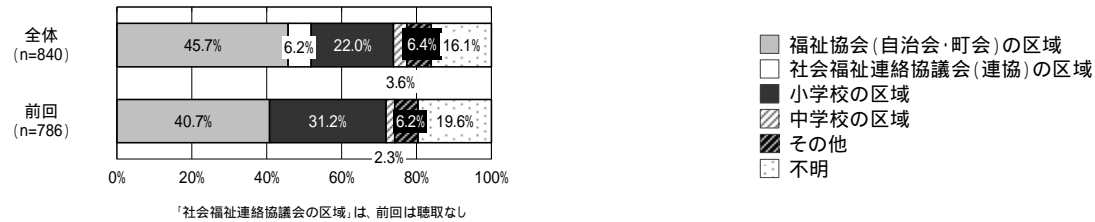


# 地域の支え合い活動について

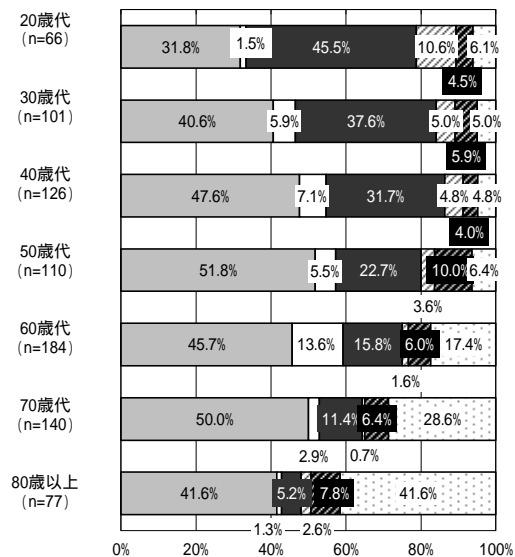
(市民)問16. あなたが、高齢者や障害者等の見守り・支えあい活動に参加する場合、活動しやすいと思われる範囲をおたずねします。(SA)

**活動しやすい範囲は、「福祉協会の区域」が4割半で最も高いが、若年層では「小学校の区域」も高い。**

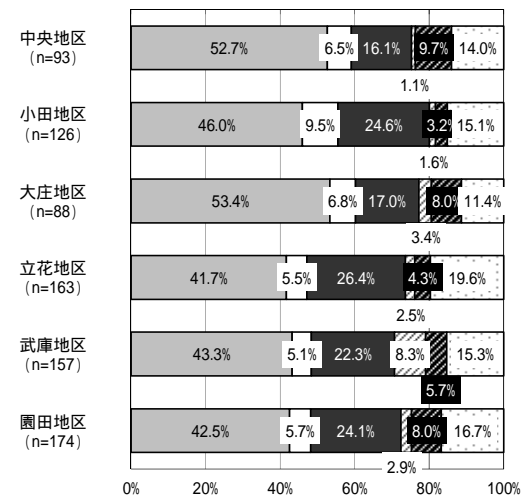
- 活動しやすい範囲は、「福祉協会(自治会・町会)の区域」が45.7%で最も多く、次いで「小学校の区域」が22.0%となっている。
- 「福祉協会(自治会・町会)の区域」は、前回より5ポイント増加。「小学校の区域」は9.2ポイント減少している。
- 年齢別にみると、若年層ほど「小学校の区域」の割合が高く、20歳代で45.5%、80歳以上で5.2%となっている。
- 地区別にみると、中央地区と大庄地区では「福祉協会(自治会・町会)の区域」が半数を超えている。



## <年齢別>

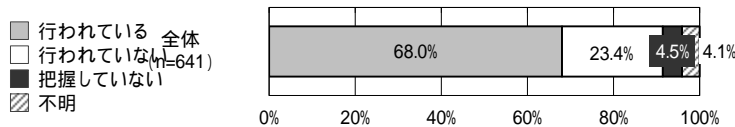


## <地区別>



# 地域の支え合い活動について

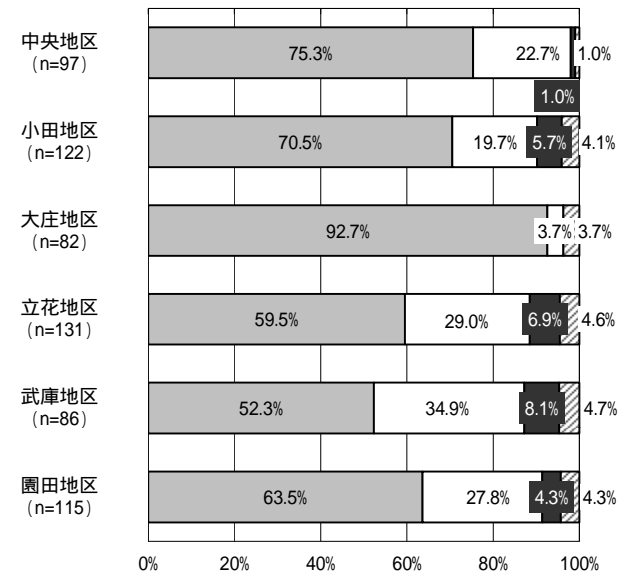
(民生)問7. 担当区域で地域福祉活動(ふれあい喫茶や老人給食、子育てサロンなどの集いの場や、高齢者等の見守り活動など)が行われていますか。(SA)



地域福祉活動が「行われている」のは7割強。大庄地区での実施率が9割強と非常に高い一方、武庫地区では5割強と低い。

- 地域福祉活動(ふれあい喫茶や老人給食、子育てサロンなどの集いの場や、高齢者等の見守り活動など)が「行われている」のは68.0%。「行われていない」が23.4%、「把握していない」が4.5%となっている。
- 地区別にみると、大庄地区で「行われている」が92.7%と非常に高い。一方、武庫地区では52.3%と低い。

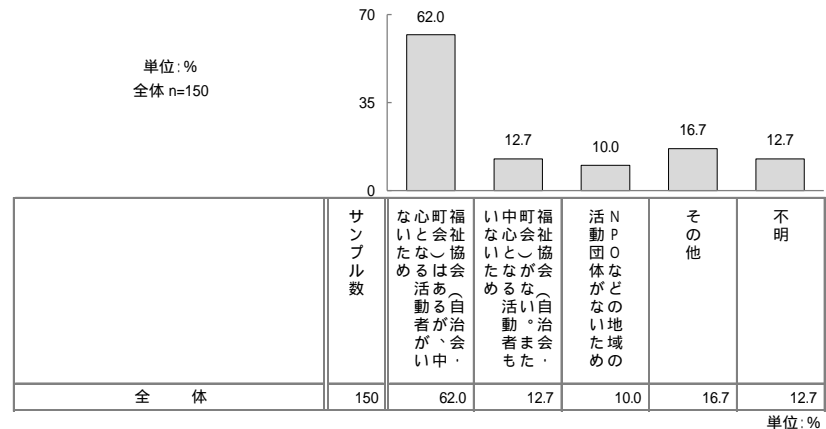
<地区別>



(民生)問8. 担当区域で地域福祉活動が行われていない理由は何だと思えますか。(MA) 【問7で「2.行われていない」とお答えの方へ】

地域福祉活動が行われていない理由は、「福祉協会はあるが、中心となる活動者がいない」が6割強と多い。

- 地域福祉活動が行われていない理由は、「福祉協会(自治会・町会)はあるが、中心となる活動者がいないため」が62.0%で圧倒的に高い。

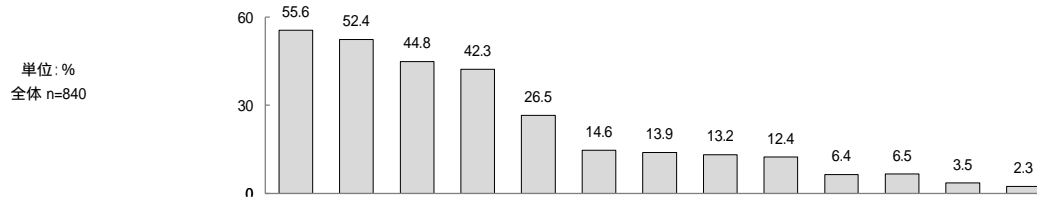


# 悩み・不安の状況について

(市民)問17. あなたが日常生活において感じている不安には、どのようなものがありますか。(MA)

## 日常生活に感じる不安は、「健康」「老後の生活」「収入や生活費」「災害」が上位。

- 日常生活に感じる不安は、「自分や家族の健康のこと」(55.6%)、「自分や家族の老後の生活のこと」(52.4%)、「収入や生活費のこと」(44.8%)、「災害にあった時のこと」(42.3%)が上位である。
- 性別にみると、「災害にあった時のこと」は女性が8.3ポイント高いが、その他はあまり差がみられない。
- 年齢別にみると、50～70歳代では「自分や家族の健康のこと」、20～30歳代では「収入や生活費のこと」「災害にあった時のこと」「子育てに関すること」、40～50歳代では「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後の生活のこと」のほか、「仕事に関すること」も高い。
- 家族構成別にみると、3世代層で「自分や家族の健康のこと」「災害にあった時のこと」「介護、介助に関すること」が高い。

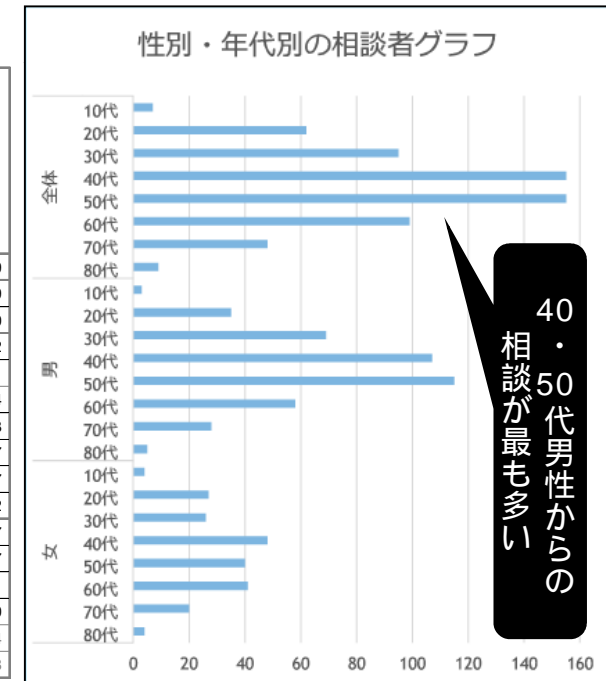


サンプル数		自分や家族の健康のこと	自分や家族の老後の生活のこと	収入や生活費のこと	災害にあった時のこと	介護、介助に関すること	仕事に関すること	家族や友人、近隣(など)	住まいのこと	子育てに関すること	相談できる相手がないこと	特になし	その他	不明	不安の平均数	
全 体		840	55.6	52.4	44.8	42.3	26.5	14.6	13.9	13.2	12.4	6.4	6.5	3.5	2.3	2.9
性別	男性	344	55.2	52.9	44.5	37.8	25.6	15.7	13.1	12.2	10.8	7.3	7.3	4.4	2.0	2.9
	女性	462	56.9	52.8	45.2	46.1	27.3	14.1	14.7	13.4	14.1	5.8	6.5	2.6	1.7	3.0
年齢別	20歳代	66	36.4	39.4	65.2	54.5	6.1	33.3	19.7	18.2	31.8	6.1	6.1	4.5	-	3.2
	30歳代	101	40.6	44.6	55.4	52.5	13.9	16.8	14.9	17.8	42.6	5.0	8.9	5.0	-	3.1
	40歳代	126	57.1	61.1	54.0	46.0	25.4	29.4	16.7	16.7	21.4	8.7	4.8	1.6	-	3.4
	50歳代	110	61.8	65.5	48.2	44.5	28.2	22.7	18.2	18.2	5.5	9.1	7.3	4.5	0.9	3.3
	60歳代	184	61.4	53.8	41.3	35.9	33.7	7.6	9.8	7.6	0.5	5.4	6.0	2.2	3.8	2.7
	70歳代	140	63.6	58.6	37.9	37.1	30.7	2.1	11.4	10.0	2.1	5.7	7.1	4.3	0.7	2.7
	80歳以上	77	58.4	32.5	16.9	36.4	36.4	-	11.7	6.5	1.3	3.9	7.8	2.6	7.8	2.2
家族構成別	ひとり暮らし	116	41.4	39.7	49.1	41.4	23.3	12.9	16.4	12.1	3.4	12.1	3.4	1.7	4.3	2.7
	夫婦のみ	221	63.8	53.8	34.8	38.9	26.7	8.6	13.1	12.7	5.4	5.9	7.7	4.5	1.8	2.7
	親子(親族の同居含む)	411	55.0	55.7	48.7	44.0	26.0	18.2	14.6	13.4	18.5	5.4	7.1	3.2	1.5	3.1
	3世代(親族の同居を含む)	32	75.0	50.0	37.5	53.1	40.6	12.5	9.4	6.3	15.6	3.1	6.3	-	-	3.0
	兄弟姉妹など親族世帯のみ	8	62.5	62.5	50.0	50.0	12.5	-	-	-	-	-	12.5	-	-	2.4
その他	18	50.0	61.1	66.7	38.9	38.9	33.3	11.1	27.8	27.8	11.1	11.1	11.1	-	3.8	

■ は全体より10ポイント以上、□ は全体より5ポイント以上高い

単位: %

## 【参考】生活困窮者自立相談支援事業における相談者の性別・年齢



40・50代男性からの相談が最も多い

# 悩み・不安の状況について

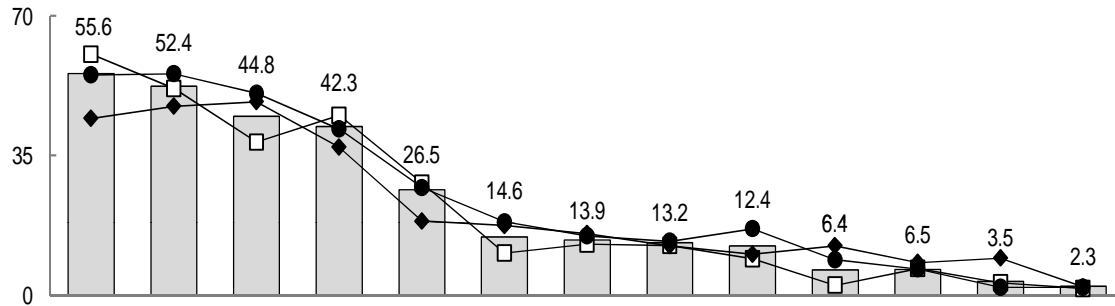
(市民)問17. あなたが日常生活において感じている不安には、どのようなものがありますか。(MA)

地域の人との交流がある層は、「収入や生活費」「仕事」に関する不安が少ない。

- 日常生活に感じる不安を地域の人との交流有無別にみると、交流がある層は「自分や家族の健康のこと」「災害にあった時のこと」が高い一方、「収入や生活費のこと」「仕事に関すること」が低く、生活が安定していることがうかがえる。
- 交流のない層は、「相談できる相手がないこと」が高い。

< 地域住民との交流有無別 >

単位：％  
全体 n=840



	サンプル数	自分や家族の健康のこと	自分や家族の老後のこと	収入や生活費のこと	災害にあった時のこと	介護、介助に関すること	仕事に関すること	家族や友人、近隣など人間関係のこと(家)	住まいのこと	子育てに関すること	相談できる相手がないこと	特になし	その他	不明
全体	840	55.6	52.4	44.8	42.3	26.5	14.6	13.9	13.2	12.4	6.4	6.5	3.5	2.3
地域の人との交流有無別	ある	359	60.4	51.8	38.4	45.1	28.1	10.6	12.5	9.2	2.5	6.7	3.1	1.7
	あいさつ程度	348	55.2	55.5	50.6	41.7	27.0	18.4	13.5	16.7	8.9	6.6	2.0	2.0
	ない	97	44.3	47.4	48.5	37.1	18.6	17.5	12.4	10.3	12.4	8.2	9.3	2.1

■ は全体より10ポイント以上、□ は全体より5ポイント以上高い

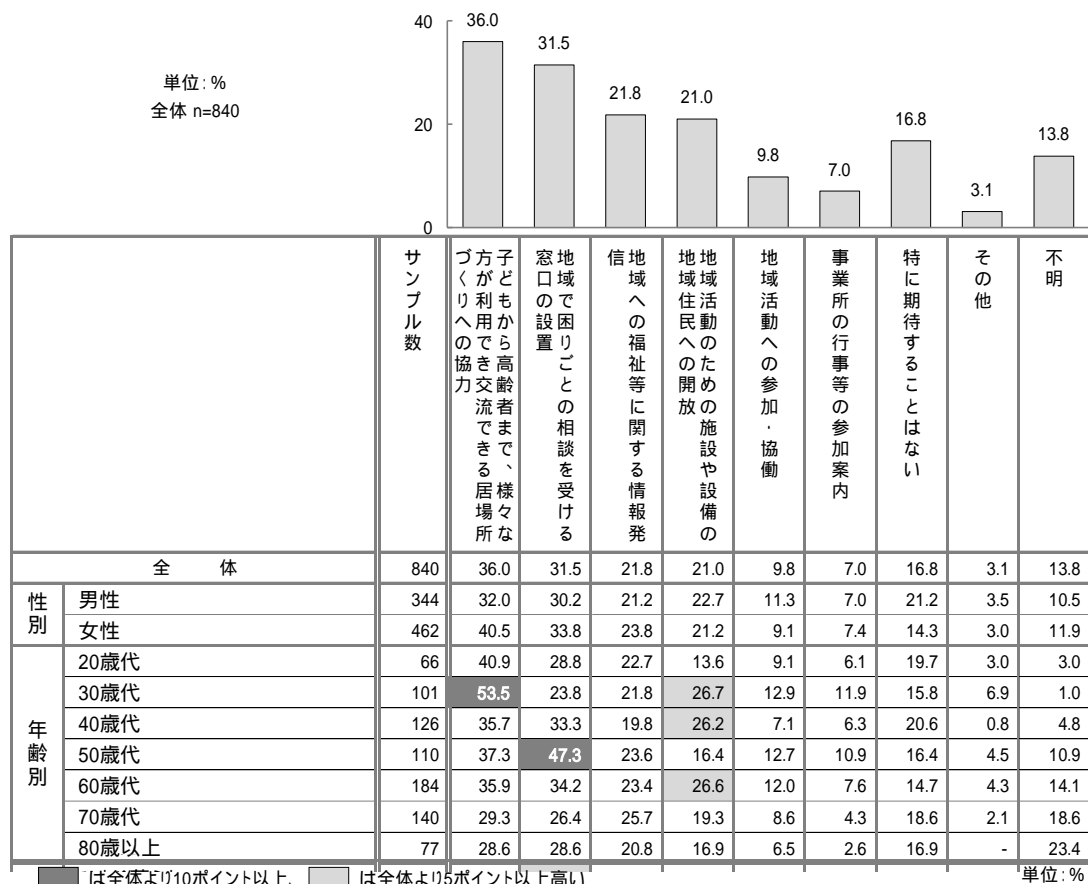
単位：％

# 福祉事業者への期待について

(市民)問21. あなたが、地域の福祉事業者に期待することはなんですか。(MA)

地域の福祉事業者に期待することは、「交流できる居場所づくり」「相談窓口の設置」が上位。

- 地域の福祉事業者に期待することは、「子どもから高齢者まで、様々な方が利用でき交流できる居場所づくりへの協力」(36.0%)、「地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置」(31.5%)が上位である。
- 「子どもから高齢者まで、様々な方が利用でき交流できる居場所づくりへの協力」は、女性の方が8.5ポイント高い。
- 年齢別にみると、30歳代では「子どもから高齢者まで、様々な方が利用でき交流できる居場所づくりへの協力」、50歳代では「地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置」が高い。





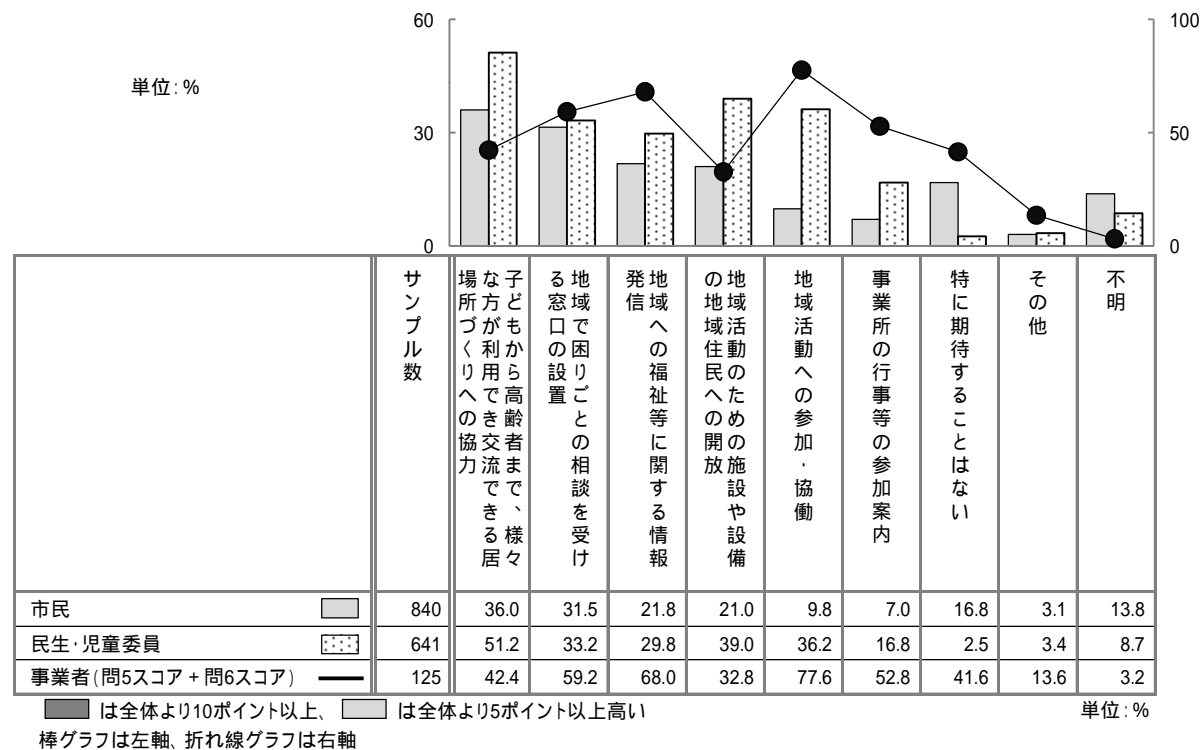
# 福祉事業者への期待について

(福祉事業に期待すること×地域での現在の取り組み×地域での今後の取り組み)

- 【市民】 問21. あなたが、地域の福祉事業者に期待することはなんですか。(MA)
- 【民生】 問24. あなたが、地域の福祉事業者に期待することはなんですか。(MA)
- 【事業者】 問5. 貴事業者は地域において、現在、どのような取組みを実施していますか。(MA)
- 問6. 今後、貴事業所が地域において新たに取組むとすれば、どのような活動ですか。(MA)

**「居場所づくりへの協力」「施設や設備の地域住民への開放」「地域活動への参加・協働」について、民生・児童委員からの期待が特に高い。ただし、「居場所づくりへの協力」は、事業者の実施(意向)率はあまり高くない。**

- 地域の事業者に期待することを市民と民生・児童委員で比べると、いずれも民生・児童委員の方が高いが、特に「子どもから高齢者まで、様々な方が利用でき交流できる居場所づくりへの協力」「地域活動のための施設や設備の地域住民への開放」「地域活動への参加・協働」が高い。
- この結果を事業者と比較すると、「地域活動への参加・協働」は事業者も取り組んでいるか取組意向があるが、「子どもから高齢者まで、様々な方が利用でき交流できる居場所づくりへの協力」は、期待に満たない実施率(実施意向率)である。



# 連携・協働について

【民生】問13. 地域住民や他機関と相談、協働する際に、どういったことにお困りですか。(MA)

【事業者】問13. 地域住民や他機関と相談、協働する際に、どういったことにお困りですか。(MA)

「個人情報の取り扱い」は民生・児童委員、事業者とも高いが、「相談先がわからない」は事業者でのみ高い。

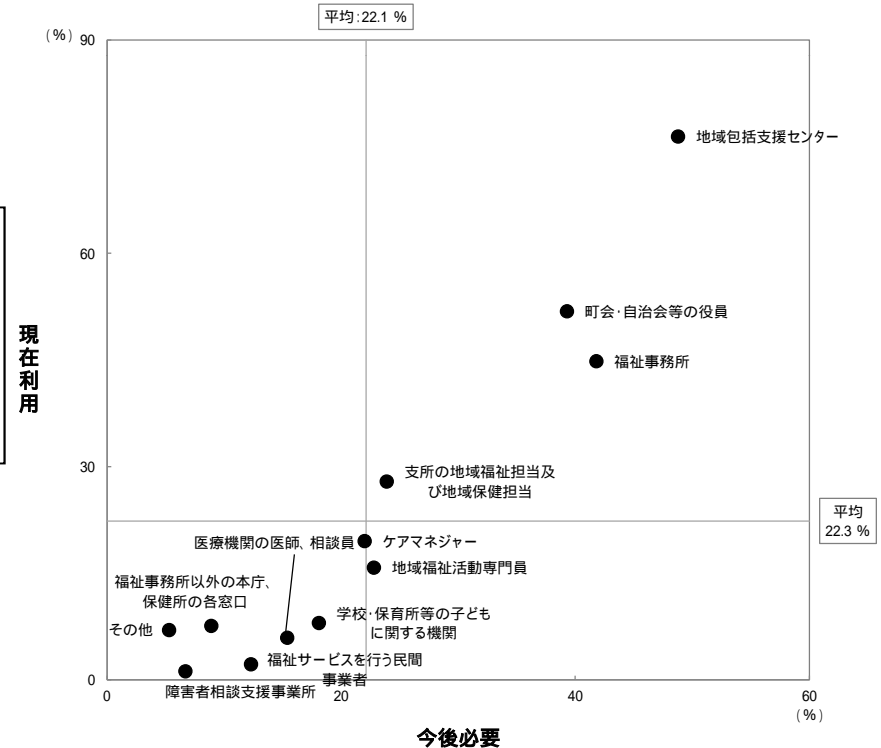
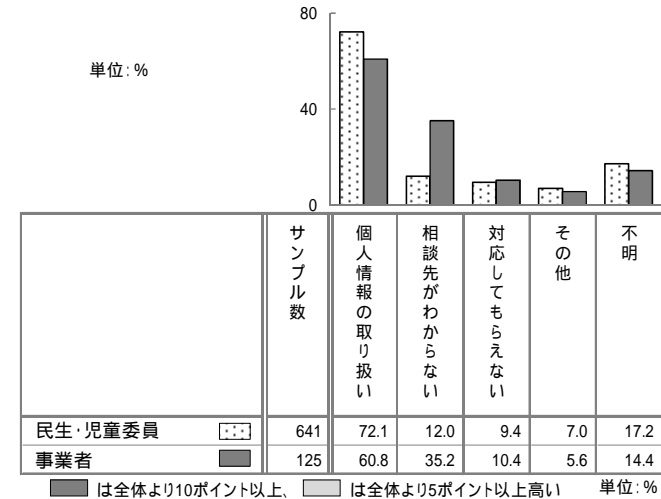
- 地域住民、他機関との相談・協働での困り事を、民生・児童委員と事業者で比較すると、「個人情報の取り扱い」はどちらも高いが、「相談先がわからない」は、事業者が35.2%なのに対して、民生・児童委員では12.0%と低い。

【民生】問10. 普段の活動の中で、相談したり協力を求める場所はどこですか。(MA)

【民生】問11. これからの活動の中で、新たに相談や連携が必要と考えている場所はどこですか。(MA)

現在の利用度も今後の必要度も高い「拡大」領域には、「地域包括支援センター」「町会・自治会等の役員」「福祉事務所」「支所の地域福祉担当及び地域保健担当」がみられる。

現在の利用度は低いが今後の必要度が高い「補填」領域には、「地域福祉活動専門員」がみられ、境界線上には「ケアマネジャー」がある。



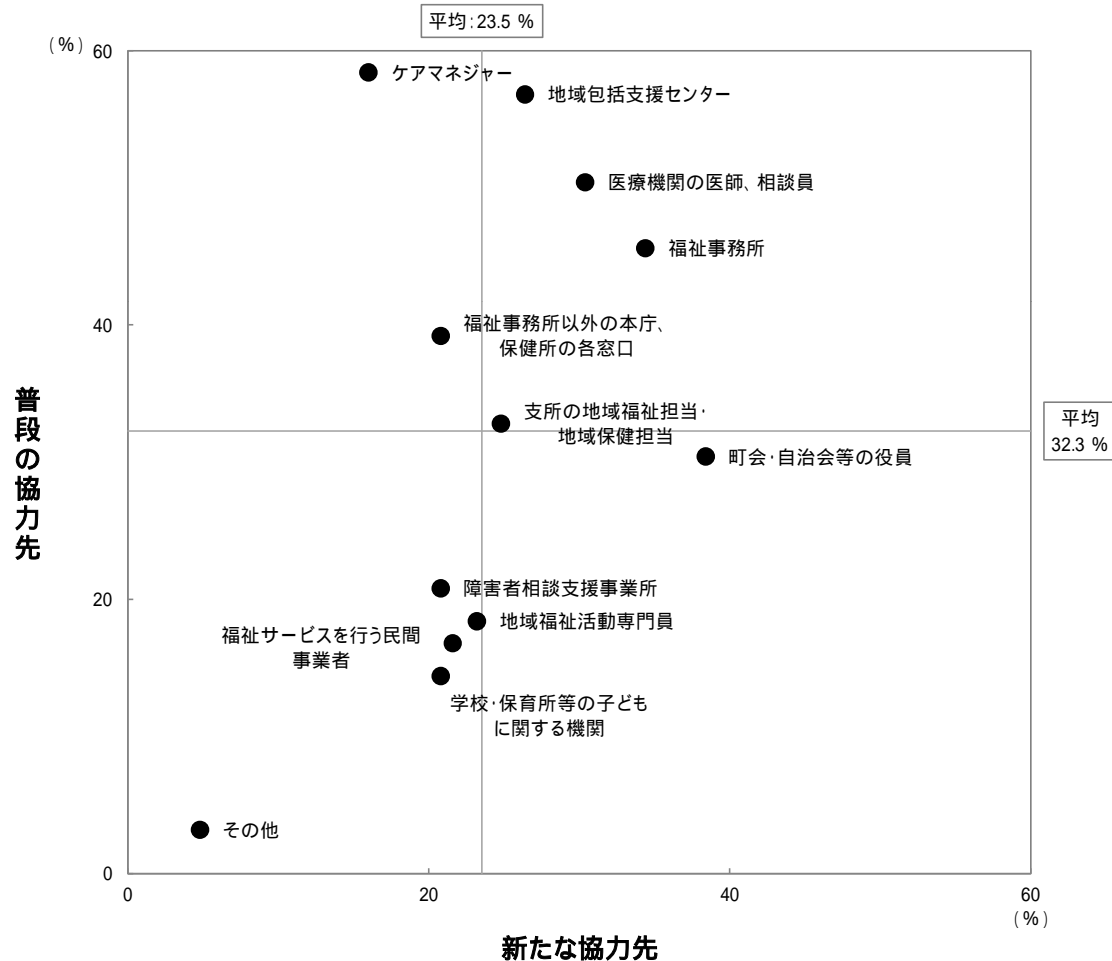
# 連携・協働について

【事業者】問9. 普段の活動の中で、相談したり協力を求めるところはどこですか。(MA)

【事業者】問10. これからの活動の中で、新たに相談や連携が必要と考えているところはどこですか。(MA)

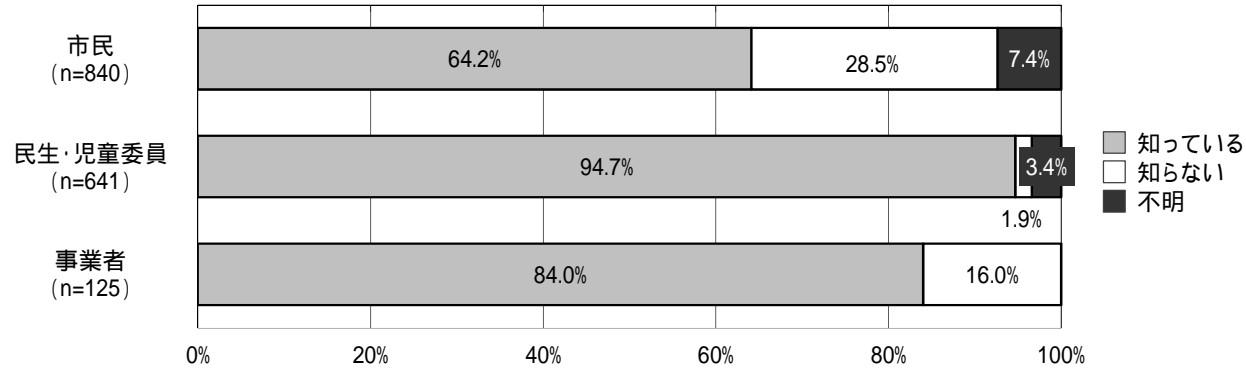
普段の協力先も新たな連携先も高い「拡大」領域には、「地域包括支援センター」「医療機関の医師、相談員」「福祉事務所」「支所の地域福祉担当及び地域保健担当」がみられる。

普段の協力先は低い、新たな連携先が高い「補填」領域には、「町会・自治会等の役員」がみられる。

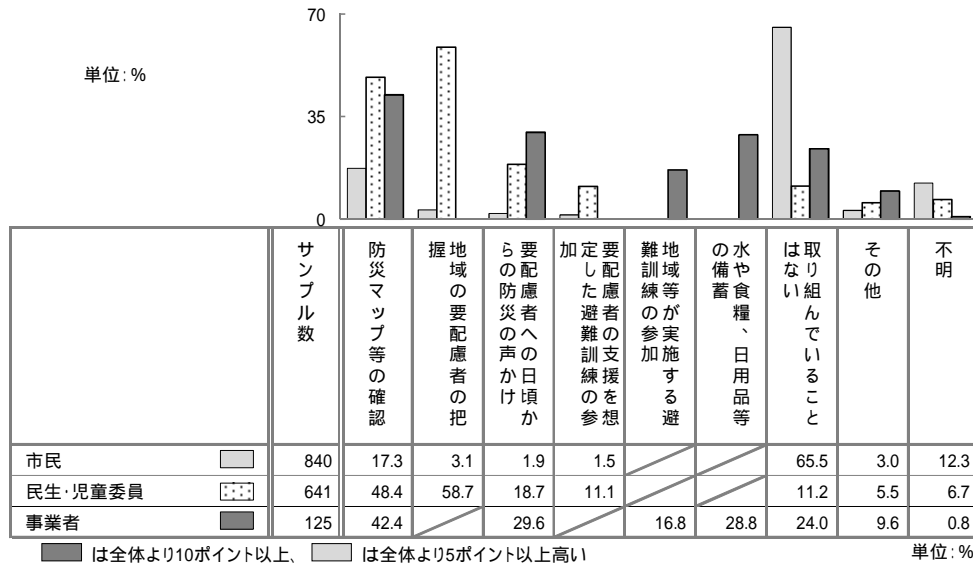


# 災害時の支援について

- 【市民】問22. 地域の避難場所（避難所含む）がどこにあるのかご存じですか。(SA)  
 【民生】問18. 地域の避難場所（避難所含む）がどこにあるのかご存じですか。(SA)  
 【事業者】問14. 貴事業所の所在する地域の避難場所（避難所含む）がどこにあるのかご存じですか。(SA)



- 【市民】問26. 地域にお住まいの要配慮者の避難支援のために、あなたが日頃から取り組んでいることはありますか。(MA)  
 【民生】問20. 地域にお住まいの要配慮者の避難支援のために、あなたが、日頃から取り組んでいることはありますか。(MA)  
 【事業者】問17. 貴事業者が地域の要配慮者の避難支援のために、日頃から取り組んでいることはありますか。(MA)





## 第2章 尼崎市の地域福祉を取り巻く現状と 課題

### 3. 第2期地域福祉計画の進捗と評価

# 第2期「あまがさきし地域福祉計画」の重点的な取組

## 基本理念

「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」

### 基本目標

1  
小地域福祉活動を中心とした福祉コミュニティづくり

2  
地域生活を支える体制づくり

3  
安心して暮らせる環境づくり

### 施策の展開

#### 施策の展開

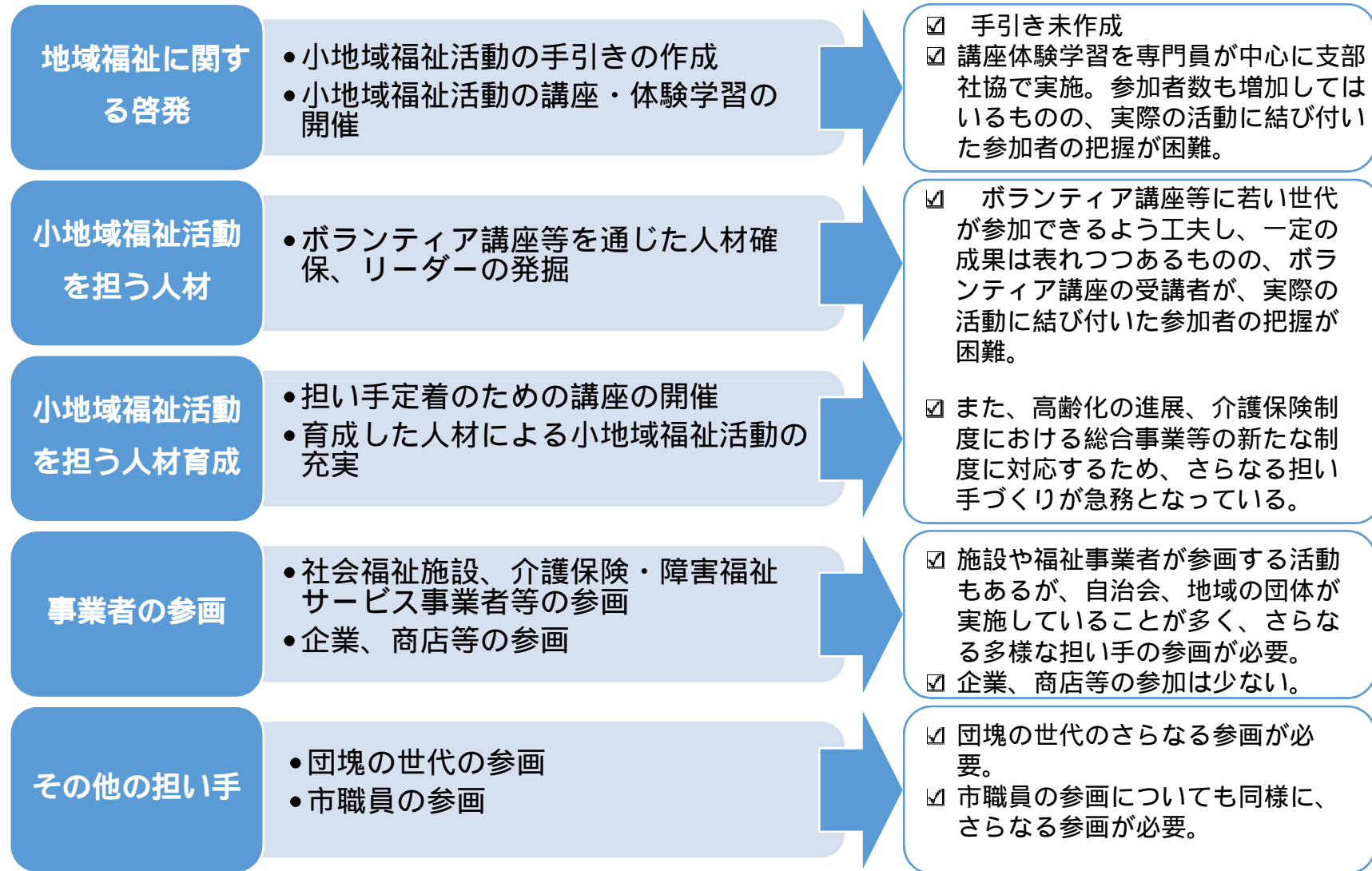
- 1 小地域福祉活動を中心とした福祉コミュニティづくり
  - (1) 小地域福祉活動の展開
  - (2) 担い手づくり
  - (3) 活動拠点の充実
- 2 地域生活を支える体制づくり
  - (1) 地域福祉計画における地域ケアの推進
  - (2) 福祉サービスの適切な利用の促進
  - (3) 福祉サービスの質の確保・向上等
- 3 安心して暮らせる環境づくり
  - (1) 要援護高齢者等見守り体制の推進
  - (2) 災害時の要援護者の支援体制の推進
  - (3) 安全、安心のまちづくり

#### 重点的な取組

##### (小地域福祉活動基盤の充実)

- (1) 新たな担い手づくり
- (2) 地域福祉推進の専門職の配置  
(地域福祉活動専門員の配置)
- (3) 地域の生活・福祉課題を共有し検討する場づくり(地域福祉会議の設置)
- (4) 地域の生活・福祉課題に対応する活動・グループづくり  
(地域福祉活動グループ)
- (5) 地域での活動拠点づくり
- (6) 地域と市、専門機関のネットワークづくり
  - ・ 地域におけるネットワーク
  - ・ 専門機関のネットワーク
  - ・ 市におけるネットワーク
- (7) 推進体制の充実
- (8) 小地域福祉活動の財源

## 第2期計画重点取組 「新たな担い手づくり」の現状と課題



## 第2期計画重点取組 「地域福祉活動専門員の配置」の現状と期待

### 地域福祉活動専門員に期待されている役割

平成23年度に3人、平成24年度に6人、平成27年度には生活支援コーディネーターを兼務させて12人配置。

(求められる役割)

地域での活動(小地域活動含む)の把握

地域住民の小地域福祉活動に対する理解促進

担い手の確保・育成及び担い手と活動を結び付ける支援

小地域福祉活動の展開に向けた支援

地域福祉のネットワーク形成

他のコーディネーターとの連携

地域住民が地域の生活・福祉課題を共有し検討できる基盤づくり

生活・福祉課題を地域住民で取り組むための活動支援・組織化支援

(将来的には)小地域福祉活動計画の策定に向けた支援

地域の要援護者に対する個別援助の支援

### 専門員の現状と期待について

地域福祉活動専門員の働きかけにより、地域での見守り活動や防災活動の中で、地域の子育て支援団体と老人クラブなどの地縁団体が協力して世代間交流の場が作られたり、子どもの食の支援をきっかけとして、取組みに賛同する地域住民の協力を得ながら、いわゆる「子ども食堂」を実施し、そこでは子どもだけでなく、近隣の高齢者家族などの地域住民が集える場となるなど、様々な活動主体が連携した取組みが広まりを見せており確実に見守り活動を始めとした小地域福祉活動の広がりが見られている。

一方で、社会資源の状況から地域福祉活動の推進が困難な地域があるほか、また、地域福祉活動専門員が行う個別の相談や地域福祉活動の継続的な支援の増加傾向に加え、新たな制度に対応した地域福祉活動専門員に期待される役割も増える中で、さらなる地域福祉活動専門員の活動への支援が必要となっている。



第2期計画重点取組 「地域の生活・福祉課題を共有し検討する場づくり」  
 「地域の生活・福祉課題に対応する活動・グループづくり」  
 「地域での活動拠点づくり」

地域福祉会議の設置

- 地域住民を中心とした地域の様々なメンバーによる話し合いを通じた地域の生活・福祉課題の発見・共有・解決策の検討
- 地域でのネットワーク・つながりづくり

- ☑ 地域福祉会議は3カ所に留まっているものの、見守り安心委員会やサロン活動等で地域の生活・福祉課題が話し合われる場が増えてきている。
- ☑ 引き続き、地域で活動する多様な主体が地域の様々な課題について話し合う場の構築を進めていく。

地域福祉活動グループづくり

- 地域福祉会議への参画
- 生活・介護支援サポーター養成事業の活用の検討
- 要介護者の見守り体制の検討

- ☑ 平成29年度からの総合事業の本格実施に向けて、改めて担い手づくりの検討が必要となっている。
- ☑ 高齢者以外の見守りも進んでいる。今後、緩やかな見守りも含め、対象を限定しない取組を全市的に進めることが課題。

地域での活動拠点づくり

- 地域活動の拠点となる施設（公的・民間等）の活動場所の検討
- 社会福祉施設や支所等の開放について、関係課や関係機関との調整を行う。

- ☑ 理解のある一部の福祉施設は地域活動に協力をしている。引き続き、災害時の福祉避難所の拡大なども含め、社会福祉法の改正をもとにさらなる拠点の確保に向けた検討が必要。

## 第2期計画重点取組 「地域と市、専門機関のネットワークづくり」

### 地域におけるネットワーク

- 地域福社会議や地域福祉活動グループによる活動を通して、地域の中でのつながりが進むよう支援する。

- ☑ 地域福祉活動専門員の活動を通じて地域の様々なつながりが生まれている。
- ☑ 引き続き、地域福祉活動を活発化させる中で地域のつながりを進めていく必要がある。
- ☑ さらに、様々な市民を参画させるための取組みの検討が必要。

### 専門機関のネットワーク

- 生活・福祉課題には、地域住民だけで解決困難で専門的な援助が必要な課題もあるため、支部社協圏域で専門機関の会議を設置
- 社協と行政が地域福社会議との橋渡しとなるほか、既存のネットワークとも連携

- ☑ 福祉活動に、施設や福祉事業者が参画することもあるが、数は少なく、多くは単独の団体での実施に留まっている。
- ☑ 平成27年度から生活支援コーディネーター業務と兼務した地域福祉活動専門員により、介護保険制度における協議体の設置に向けて地域包括支援センターと連携を進めている。引き続き関係機関、地域団体との連携に向けた取組が必要。

### 市におけるネットワーク

- 住民ニーズや課題の多様化、複合化に対応するために、庁内推進会議を設置し、地域の生活・福祉課題を検討
- 個別課題については、所管課へのつなぎを行う。

- ☑ 生活困窮者自立支援制度の実施により市のネットワークは構築され連携は進んでいる。また、市以外の地域団体、関係機関との連携に向けた会議体を構築しているものの、引き続き、地域団体、関係機関とのさらなる連携に向けた取組が必要。

本資料は、現時点での地域福祉計画の検討案です。  
地域福祉計画（素案）の目次イメージに基づき、作成しています。  
今後も、関係者等との調整などにより、内容の変更を行うことがあります。

下線部分は、第4回計画策定部会委員意見を踏まえた主な修正箇所になります。

## ● 第3章 地域福祉計画の策定の考え方

計画の基本理念との基本目標(案)

# 深刻化する地域の中の生活・福祉課題

## 制 度の狭間にある課題

電球交換などちょっとした手助けを必要とする高齢者から、様々な世代のひきこもり、ゴミ屋敷の問題など直ちに既存の公的サービスでは対応できない課題

## 複 合的な課題

障害のある一人親家庭、要介護状態の親と障害のある子のいる世帯など単一の制度で解決できない課題

## 認 知症高齢者の増加

高齢化及び単身世帯の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、高齢者自身とその家族への対応

## 犯 罪・消費者被害

高齢者・障害者への虐待や高齢者世帯を狙った振り込め詐欺などの犯罪被害、消費者被害の増加

## 困 窮者の増加

雇用経済環境の変化に伴い、若い世代を中心とした非正規労働者の増加。これによる安定した雇用の減少による所得低下への対応のほか、多重債務への対応

## 災 害時の要援護者

洪水などの災害時の要援護者への支援や、災害時の要援護者の避難支援、避難生活支援への平常時からの取組

## 子 育ての課題

子育て中の親の地域での孤立化や児童虐待相談、子育てしながらの親の介護のダブルケアなど、子育てをめぐる課題の深刻化への対応

## 他 DV・自殺者等

DV被害の増加、自殺者数の高止まり、累犯高齢者等への対応など

民生委員法第14条第1項第2号における「援助を必要とする者」とは、生活保護を受ける必要のある者だけでなく、ボーダーライン階層を含め、いわゆる福祉六法や売春防止法、介護保険法などの施策の利用や支援を必要とする者のほか、地域福祉の観点によって行われる民間福祉活動の対象者も含み、さらに物的な保護のみならず精神的な保護を必要とする者も含む広い意味で用いられており、民生児童委員はこうした様々な課題を受け止める窓口として機能していた。

また、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が実施され、この制度では経済的に困窮している者だけでなく、将来的な困窮の恐れや社会的孤立状態にある者、複合的な課題を抱えている者などを含めてできる限り対象者を広く捉え、排除のない対応やアウトリーチを含め早期支援につながるような対応が行われている。

# 計画策定部会・市民懇話会、市民等意識調査結果から見た主な課題

## 1 地域福祉の担い手の発掘、育成

地域の担い手が高齢化する一方で、定年退職後のシニア世代や、若い世代が地域福祉の担い手として十分参画していない現状もあります。

こうした人たちを地域福祉の担い手として育成し、地域福祉に気軽に参画できるためのきっかけをつくり、それを通じて、地域福祉活動の核となるキーパーソンを発掘し育てることが必要です。

## 3 地域の社会資源の情報共有と活用

高齢化等により地域福祉の担い手が不足している現状があります。地域の多様化・複雑化する生活・福祉課題には、住民、多様な地域福祉の主体が参画することが必要ですが、地域の多様な活動団体の情報を一元的に把握できていない現状があります。

こうした社会資源を把握し、地域の課題解決につなげていくことが必要とされています。

## 2 交流の場を通じた地域づくり

地域の中では、高齢者を中心に孤立化が課題となるほか、貧困など様々な課題を抱える子どもが地域で安心して過ごすことのできる場所が必要とされています。

このような孤立を防止し、子どもから高齢者までが気軽に参加することのできる交流の場づくりが必要とされています。

また、交流の場を通じて、地域住民が地域の様々な課題について関心を持ち、話し合う場づくりを進める必要があります。

## 4 課題を抱えた方を地域社会で支える

高齢者等でゴミ出しを頼める人がいないといった問題から、認知症高齢者の消費者被害、孤立死や自殺等の深刻な問題などは、くらしの様々な場面で起こりうるものであり、また、今は支援を必要としていない人も含め、誰にでも起こりうるものです。

また、福祉制度が充実してきたにもかかわらず、必要な人に支援が行き届かなかったり、制度に当てはまらない人が支援を受けられないといったことが存在するため、公的サービスとともに地域の支え合いがより一層必要とされています。

## 5 福祉学習による福祉コミュニティづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、そこに住む人々全てが福祉サービスを必要とする人々を「困った人たち」として排除するのではなく、正しい理解のもと地域社会を構成する一人として包摂していくことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、様々な学びの機会を通じて、多様性を認めあうとともに、誰もが困った時にSOSを言え、また主体的に地域福祉活動に参加、実践する意識を高めることが必要です。

## 基本理念と基本目標(案)

### 誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して

基本理念を実現するための3つの目標を設定しました。

#### 基本目標1 「支え合い」を育む人づくり

少子・高齢化の進展、社会経済システムが発達してきたことを背景に、市民一人ひとりが地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や助け合い・支え合いの意識が低下し、地域のつながりの希薄化が広がっています。地域のつながりの希薄化は住民同士の無関心を生み、また無関心は社会的孤立や社会的排除を生みだす1つの要因になります。

市民一人ひとりが性別、年齢、障害の有無、国籍などに関わらず地域社会を構成する一員として多様性を認め合い「支える、支えられる」という一方的な関係ではない「支え合い」を意識し、またそれを育む福祉コミュニティを目指し、交流や学びの場などの様々な機会を通じて積極的に地域と関わりを増やすことで地域福祉を担う人材の育成、支援を行います。

#### 基本目標2 多様な主体の参画と協働をすすめる基盤づくり

地域では多様化・複雑化した生活・福祉課題が増えている一方で、地域福祉活動の担い手の不足が課題となるなど、これまで以上に地域福祉に取り組む市民や団体の連携の必要性が高まっています。

多様化・複雑化する地域の生活・福祉課題の解決に向けて、地域内外の多様な人や団体の地域福祉活動への参画を促し、つなぎ、協働するための地域福祉の推進に向けた取組の充実を図ります。

#### 基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える環境づくり

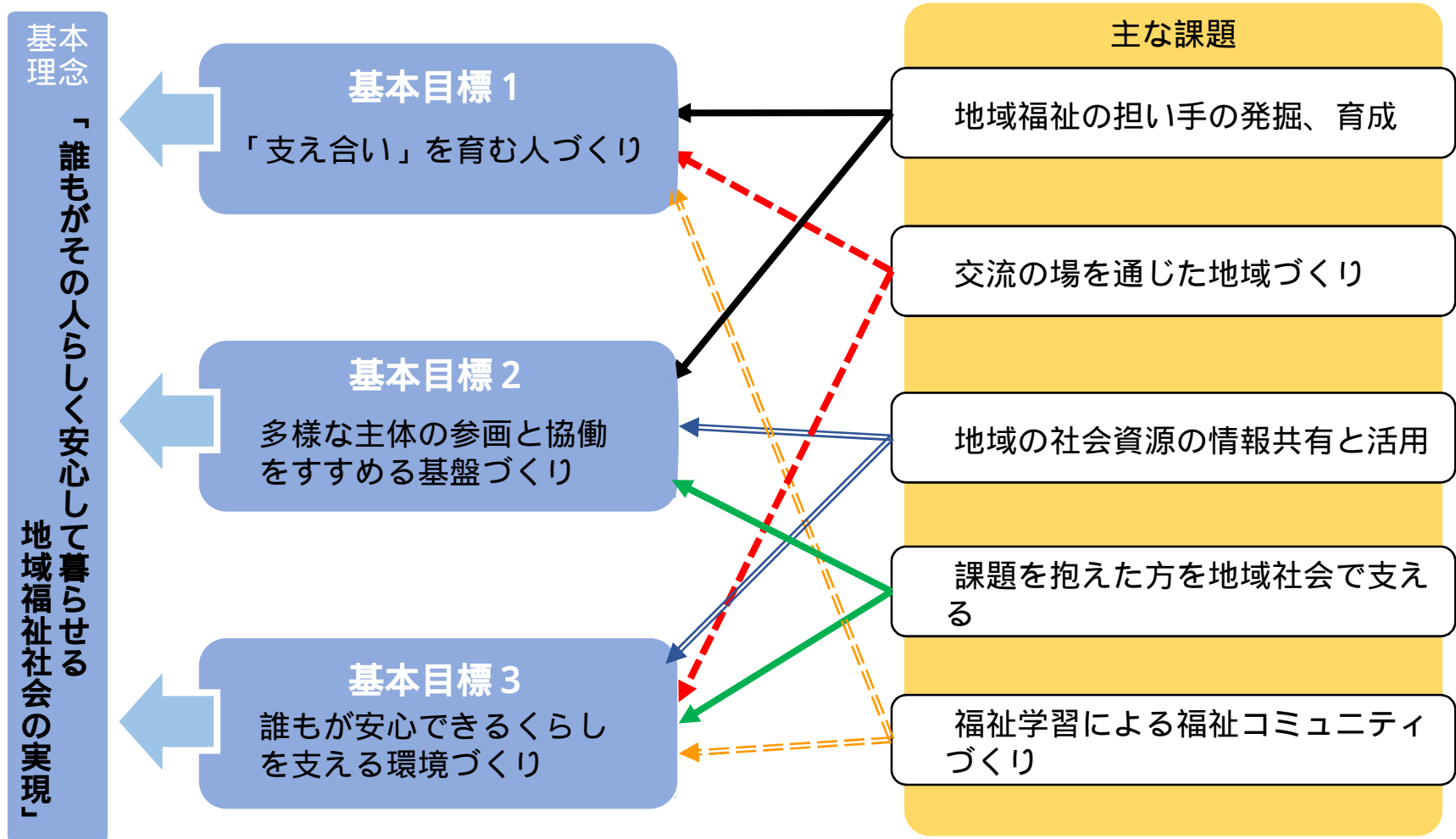
公的な福祉サービスだけでは、多様化する生活課題への対応を十分に行うことができません。また、生活に課題を抱える人は、社会的孤立や社会的排除の状態にあることが多く、様々な理由により支援に結び付かない場合があります。

支援の必要な人を早期に発見・把握するとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、公的サービスによる総合的、包括的な支援とともに、身近な地域での相談支援体制による重層的な支援体制の構築を行うほか、既存の制度では対応できない「制度の狭間」の課題に対応するために関係機関が連携するネットワークの構築に努めます。



# 課題に対応する基本目標イメージと考え方

これまでの計画策定部会や自治基本条例の市民懇話会の意見、市民意識等調査結果、第2期基本計画の評価から、5つの主な課題を整理し、それに対応する3つの基本目標（案）を設定する。



## 各施策・事業展開における考え方(案)

第3期地域福祉計画の推進に掲げる基本目標を推進するためには、具体的な各施策・事業の展開を図る必要があります。

各施策・事業を展開する上で、市は次のような考え方を念頭に取組みを進めていきます。

### 考え方

#### 地域住民が主体的にまちづくりに関わるための支援

第2期地域福祉計画では、連協圏域を基本として要援護高齢者等の見守りを進めてきました。

その取組みにより、地域の特性に応じて見守り安心委員会やサロンなどの身近な交流の場を通じて、気軽に地域の課題を話し合う場が生まれ、それをきっかけに新たな地域での活動も行われてきています。

第3期地域福祉計画ではこうした取り組みをさらに推進し、地域の特性に応じて「災害時要援護者支援」、「認知症への対応」、「子どもの居場所づくり」等といった様々なテーマで話し合いが行われ、そうした場を通じて地域社会への関心を醸成し、地域住民が主体的に地域福祉活動に参加し、まちづくりに関わるよう支援をしていきます。

### 考え方

#### 多様な主体による参画と協働の支援

第2期地域福祉計画では小地域福祉活動の推進に取り組み、地域では見守り活動を中心に多様な活動が行われていますが、引き続き、地域福祉活動を活発化していくためには、多様な地域の担い手が主体的に参画し、また協働していくことが必要です。

第3期地域福祉計画では、職員一人ひとりが、市民、事業者のこれまでの取り組みを尊重しながら、地域で活動している多様な主体をつなぐことを意識して取組みを進めます。また、行政と地域の相互の弱みを補い、強みを活かすことで、地域の主体性と行政の様々な事業・施策が連携した取組みにより、参画と協働の支援を進めます。

### 考え方

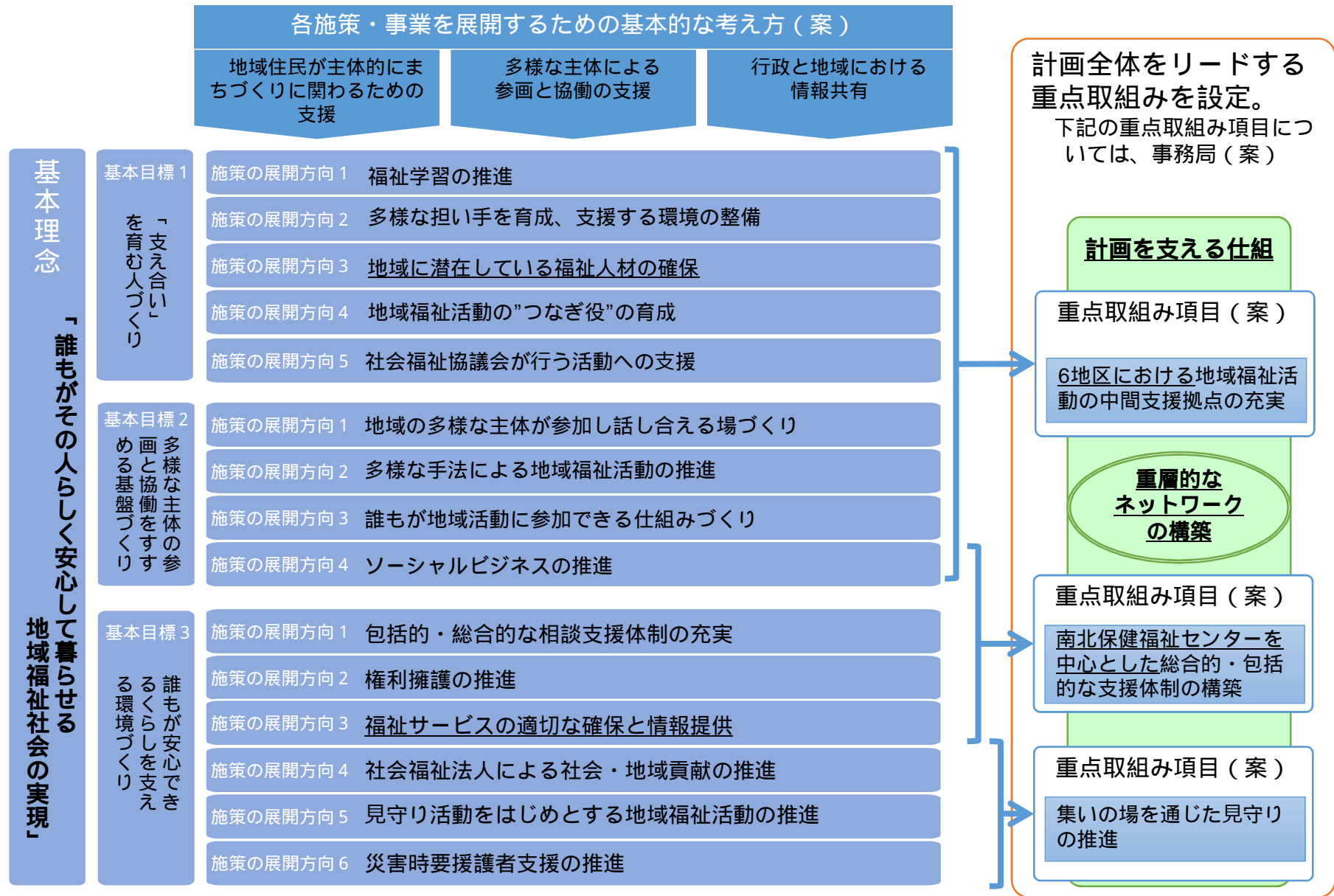
#### 行政と地域における情報共有

多様な地域活動の主体が地域において活動しやすいよう、行政がもつ様々な情報を、必要に応じて本人等の同意を得ながら提供し、個人の課題解決や地域が抱える課題を共有し、解決に努めることが必要となります。

第3期地域福祉計画では、「尼崎市個人情報保護条例」等の規定に基づく適正な取り扱いのもと、地域活動を進める上で、必要な人が必要な時に必要な情報を得られるように、情報共有の取組みを進めます。



# 第3期地域福祉計画施策体系及び重点取り組み項目の構成イメージ（案）



# 基本目標1「支え合いを育む人づくり」の施策の展開方向(案)

## 各施策・事業展開の基本的な考え方(案)

地域住民が主体的にまちづくりに関わるための支援

多様な主体による参画と協働の支援

行政と地域における情報共有

### 施策の展開方向 1

福祉学習の推進

市民一人ひとりが地域や福祉、人権に関して正しく理解し、それぞれのできる範囲で、主体的に関わろうとする意識を醸成するために、学校教育や社会教育などの様々な場面を通じて、子どもから大人まで幅広い世代を対象に福祉学習の機会を提供します。

### 施策の展開方向 2

多様な担い手を育成、支援する環境の整備

少子高齢化等を背景に地域活動の担い手の不足が課題となっています。一方で、地域福祉活動を活発化していくためには、その担い手となる人材の質的、量的な確保が重要な基盤となります。そうした担い手を育成、支援するための環境を整備します。

### 施策の展開方向 3

地域に潜在している福祉人材の確保

多様化・複雑化した生活・福祉課題に対応するためには、地域の様々な場面で活躍する専門的知識や技術をもつ福祉人材はもとより、日常生活を支える支援の担い手を確保する必要があります。そのため、潜在有資格者や資格を有しない者も含めた多様な人材層が、福祉の現場や地域福祉活動に参画できる取組みを進めます。

### 施策の展開方向 4

地域福祉活動の“つなぎ役”の育成

地域福祉活動を活発化していくためには、地域で行われている様々な活動が連携し、また、多様な地域の担い手が地域福祉活動に参画していくことが必要です。そのためには、地域における地域福祉活動をコーディネートする人材とともに、市職員自身も地域で活動する多様な主体をつなぐことを意識して取り組むことが必要であり、そうしたコーディネートを行う人材の育成を進めます。

### 施策の展開方向 5

社会福祉協議会が行う活動への支援

地域では複雑化、多様化した生活・福祉課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっています。こうした生活・福祉課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り組むことが重要であり、こうした活動を支える尼崎市社会福祉協議会の役割はますます重要となっていることから、その活動支援を行うことで、地域における活動の把握や活性化を図ります。

## 基本目標2「多様な主体の参画と協働をすすめる基盤づくり」の施策の展開方向(案)

### 各施策・事業展開の基本的な考え方(案)

地域住民が主体的にまちづくりに関わるための支援

多様な主体による参画と協働の支援

行政と地域における情報共有

#### 施策の展開方向 1

地域の多様な主体が参加し話し合える場づくり

地域の複雑化、多様化した生活・福祉課題に対応するために、地域において活動している多様な活動主体がつながり、話し合う場が求められています。  
現在、尼崎市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員が中心となって構築を進めている協議体を基本として、地域の様々な団体が話し合う場づくりを進めます。

#### 施策の展開方向 2

多様な手法による地域福祉活動の推進

地域福祉活動の立ち上げ支援、有償ボランティアなど、様々な手法による地域福祉活動の推進に向けた検討や、社会福祉法人や企業等が積極的に地域貢献に取り組むための検討を行います。また、先進的に取り組む活動事例をPRすることで、新たに地域福祉活動へ参画しようとする団体が取り組みやすい環境づくりをすすめます。

#### 施策の展開方向 3

誰もが地域活動に参加できる仕組みづくり

市民が地域の活動に参画するために地域で行われている活動の情報提供を充実させるほか、尼崎市社会福祉協議会のボランティアセンター機能を活用して、活動への参加を希望する人を、その人の希望、能力、経験等に応じて、地域活動につなげる取組みを進めます。  
また、現在、小学校2校をモデル校とし、学校を拠点として次代を担う子どもを支援するために地域のボランティアが参加しやすい仕組みづくりをさらに進めます。

#### 施策の展開方向 4

ソーシャルビジネスの推進

社会的課題を市場ととらえ、ビジネスの手法によりその解決を図るソーシャルビジネスの担い手が数多く集まり、生まれ育っていく環境づくりを進めます。

## 基本目標3「誰もが安心できる暮らしを支える環境づくり」の施策の展開方向(案)

### 各施策・事業展開の基本的な考え方(案)

地域住民が主体的にまちづくりに関わるための支援

多様な主体による参画と協働の支援

行政と地域における情報共有

#### 施策の展開方向 1

包括的・総合的な相談支援体制の充実

これまで分野別で相談対応をおこなってきた窓口を南北の保健福祉センター2カ所に集約・再編し、生活困窮者自立支援相談窓口を中心として、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所などの様々な専門機関と連携し、多様化、複雑化する課題を的確に把握し、受け止め、適切な支援につなげる包括的な相談支援体制を構築します。

#### 施策の展開方向 2

権利擁護の推進

高齢化の進展に伴って認知症等による判断能力が十分でない人の増加が見込まれています。南北保健福祉センターの設置に合わせて、権利擁護の中心的窓口である、成年後見等支援センター(市社協に委託)を2カ所設置するほか、障害者差別解消法に基づく障害者差別を解消するためのネットワークを構築するなど権利擁護支援の充実を図ります。

#### 施策の展開方向 3

福祉サービスの適切な確保と情報提供

市の法人指導課と関係各課と連携しながら法令などに基づいた適正な法人運営と円滑な社会福祉事業が行われているかについて行う指導監査等の充実を図るほか、利用者から寄せられた苦情相談の対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上を図ります。また、障害等により情報の届きにくい人にも配慮し、伝わりやすい環境づくりを進めていきます。

#### 施策の展開方向 4

社会福祉法人による社会・地域貢献の推進

社会福祉法人には、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、営利企業などの経営主体では対応困難な福祉サービスの供給を含め、多様化・複雑化する福祉ニーズに応じた取組が期待されています。社会福祉法人がそうした取り組みを積極的に行うために必要な支援を行います。

#### 施策の展開方向 5

見守り活動をはじめとする地域福祉活動の推進

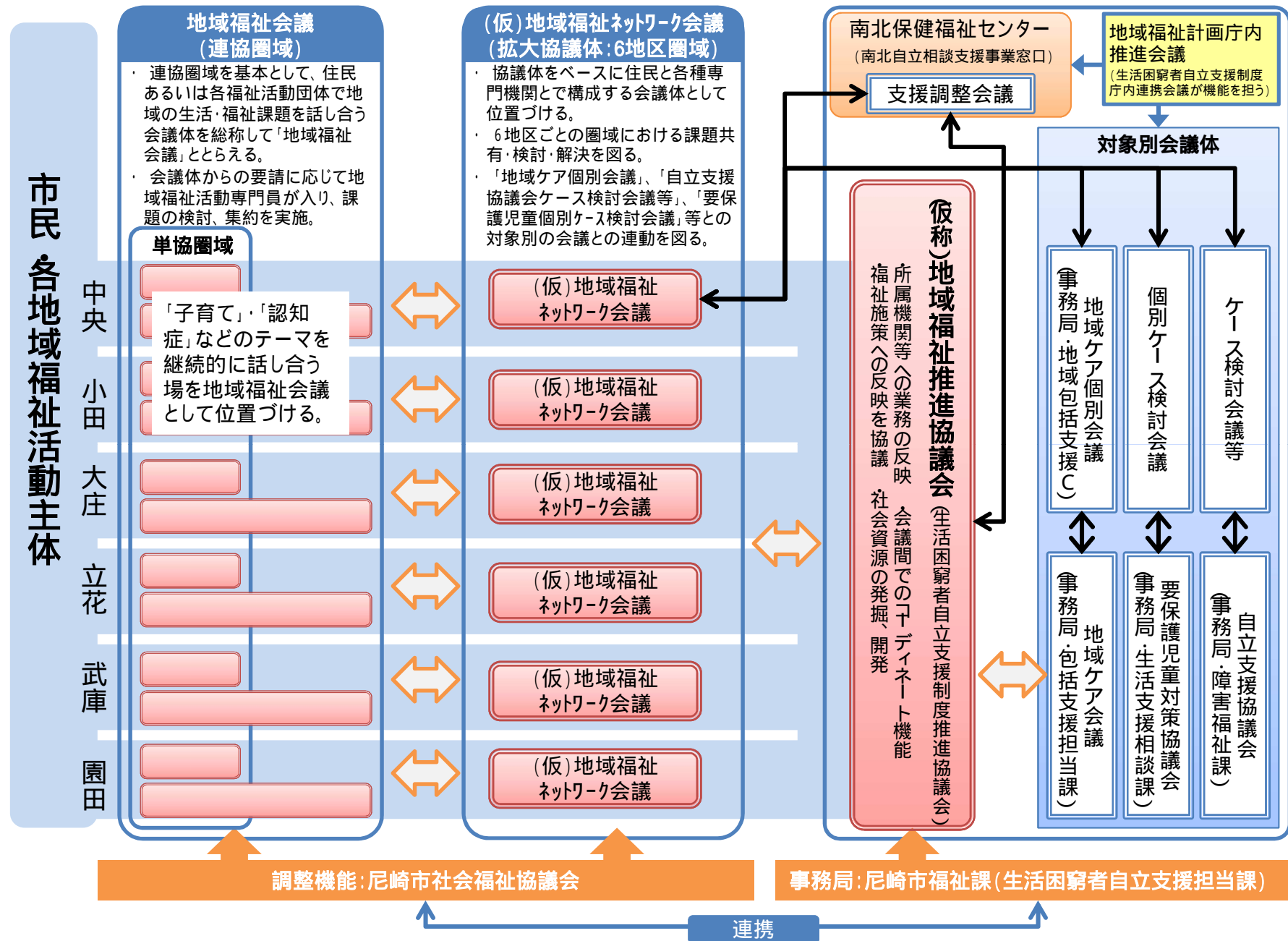
今後、ますます高齢者が増えていく中で、これまで進めてきた高齢者等の見守り活動とともに、サロン活動などを通じた孤立化防止、介護予防を進めます。また、こうした地域の支え合い活動を通じて、支え合いの地域づくりや多様な参加者による地域福祉活動の活性化に取り組みます。

#### 施策の展開方向 6

災害時要援護者支援の推進

行政が行う「公助」とともに、避難行動要支援者の「自助」及び地域や住民による「共助」を基本とし、風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めます。

# 計画を支える仕組(尼崎市 地域課題共有・解決ネットワーク図(案))

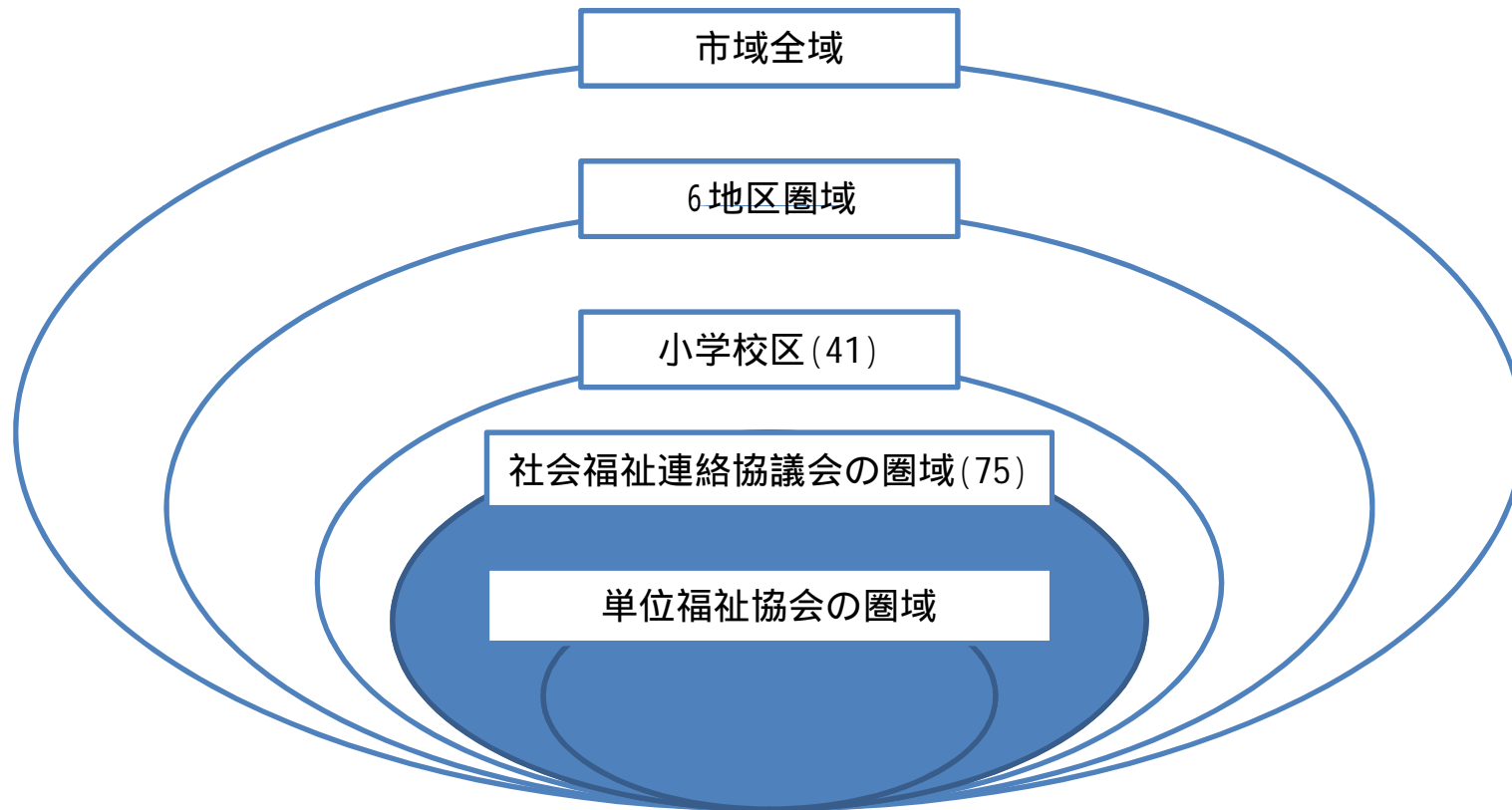




## 圏域(活動エリア)の考え方

第2期「あまがさきし地域福祉計画」では、地域の住民や団体等の参画を得て地域福祉の推進を図るには、より身近でありながら、ボランティアやNPO、社会福祉法人、専門機関等とも連携しやすい圏域として、社会福祉連絡協議会の圏域を、「身近な生活圏域」として設定している。

第3期においても、その考え方を踏襲し、社会福祉連絡協議会の圏域を、「身近な生活圏域」とするものの、単位福祉協会の圏域や小学校区圏域においても様々な活動が行われていることから、次のような重層的な圏域を設定します。



## (参考) 総合事業における協議体イメージ

尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会 平成28年度第1回地域包括ケア推進部会 資料より

### 地域における高齢者ニーズ・活動資源・人的資源の共有化

地域の高齢者の  
生活課題・ニーズ

地域の活動資源  
(住民活動・企業活動等)

地域の人的資源  
(地域の活動者・団体等)

情報の集約・共有化

### 協議の場 (6地区)

住民関係者が中心となった協議の場

生活支援コーディネーターが、地域包括支援センターと協力し、運営支援を行う。

情報の集約・共有化を図るとともに、高齢者の地域生活に必要な活動資源・人的資源をつなぐほか、新たなサービス等の開発に結び付けていく。

(例：見守り活動・サロン活動・訪問支援活動・スーパー等による宅配サービスなど)

主な関係者(地域により異なる)

- ・民生児童委員、ボランティア活動グループ、生活協同組合、NPO、企業・商店、施設等関係者、介護事業者、医療関係者 など

各地区のニーズ等を集約

生活支援体制の充実に向けた施策化(市域レベルでの協議体)

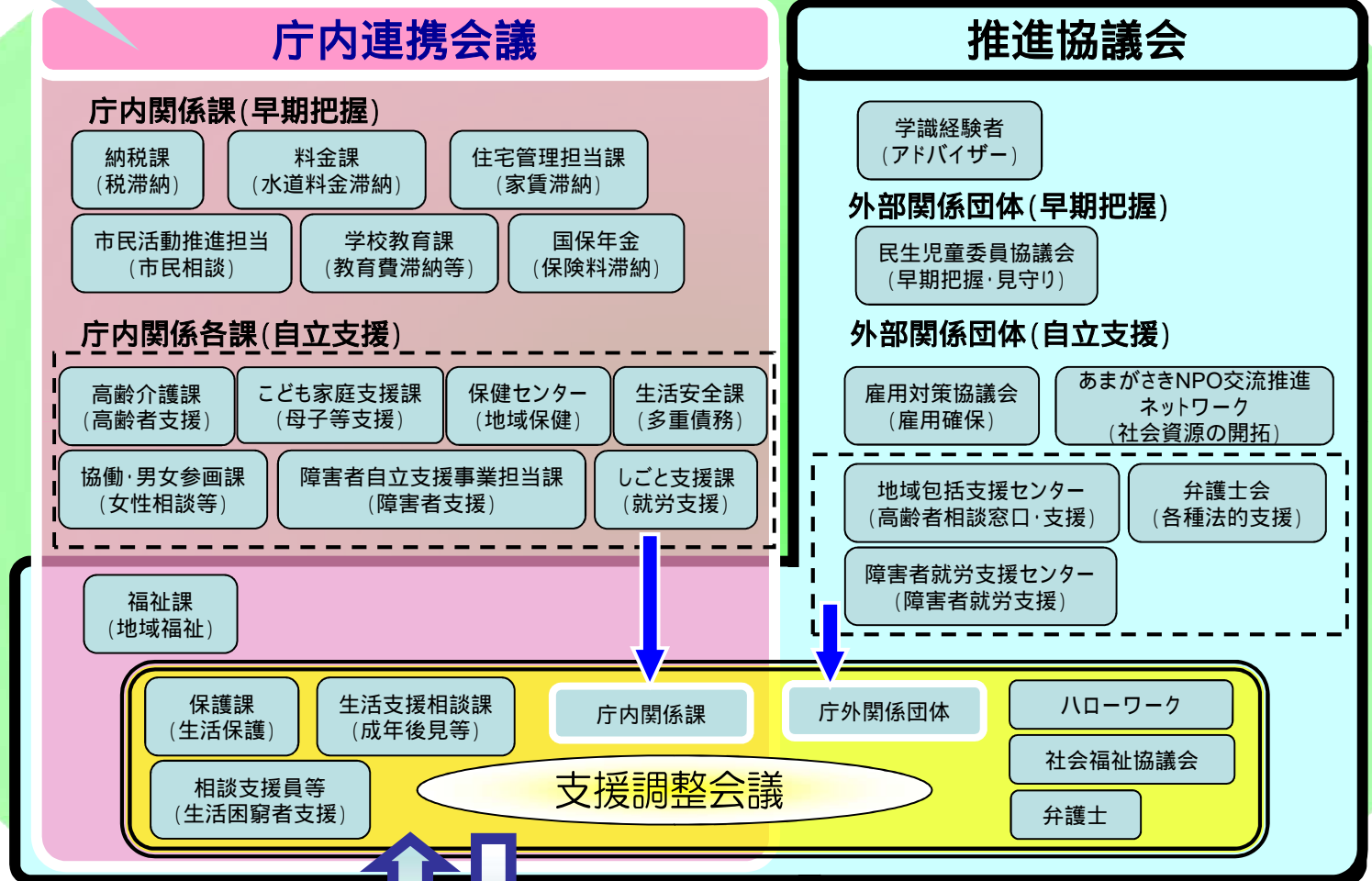
# (参考) 生活困窮者自立支援制度推進協議会の位置づけ等

## 生活困窮者自立支援制度推進体制 (イメージ図)

地域福祉計画における市内推進会議の機能も担う

生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金事業及びその他法に基づく生活困窮者自立支援制度にかかる事業の実施並びに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を市内関係各課連携のもと円滑に実施することを目的とする。

市内連携会議の設置目的



推進協議会の設置目的

生活困窮者自立支援制度を推進するにあたり、地域における生活困窮者の早期把握及び包括的な支援を図るために、関係機関等の緊密な連携・支援体制の構築及び社会資源の開発等を行うことを目的とする。

### 【支援調整会議】の役割

サポートセンターの相談支援員が策定した支援計画(案)が生活困窮者の課題解決に向けて適切な内容となっているか、サービス提供者が適切かどうかについて、関係機関の職員等で構成する支援調整会議において評価し、必要に応じて支援計画に対する助言、フォーマル・インフォーマルサービスの調整のほか、計画の進捗管理、終結の決定を行う。(原則、毎週開催)



## (参考) 各会議体の設置目的等について

### 尼崎市生活困窮者自立支援制度推進協議会（事務局 生活困窮者自立支援担当課）

- （この要綱の目的）

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する関係機関との緊密な連携を図るために、これらの関係機関と本市との間における協議の場として尼崎市生活困窮者自立支援制度推進協議会（以下「協議会」という。）を運営することについて必要な事項を定めるものとする。

- （協議会の業務）

第3条 構成員は、次の各号に掲げる事項について協議又は意見交換を行うものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業の円滑な実施に向けた関係機関との緊密な連携及び支援体制の構築に関する事項
- (2) 地域における生活困窮者の早期把握及び自立支援に必要な社会資源とその開発に関する事項
- (3) その他生活困窮者の早期把握及び自立支援に関して必要と認める事項

- 構成員

ハローワーク尼崎が推薦する者、尼崎雇用対策協議会が推薦する者、兵庫県弁護士会が推薦する者、尼崎市地域包括支援センターが推薦する者、尼崎市自立支援協議会が推薦する者、尼崎市社会福祉協議会が推薦する者、尼崎市民生児童委員協議会連合会が推薦する者、あまがさきNPO交流推進ネットワークが推薦する者、学識経験者、健康福祉局福祉部福祉課長、健康福祉局福祉事務所長、健康福祉局福祉事務所課長（保護面接相談担当）、健康福祉局福祉事務所課長（生活困窮者自立支援担当）、健康福祉局福祉事務所生活支援相談課長

### 尼崎市自立支援協議会（事務局 障害福祉課）

- （設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、尼崎市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- （協議事項）

第3条 協議会は次の事項について協議する。地域の関係機関によるネットワークに関すること。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 障害者・児にかかるサービス全般に関すること。
- (3) 障害者の就労に関すること。
- (4) 障害児に関すること。
- (5) 権利擁護に関すること。
- (6) 地域の社会資源に関すること。
- (7) その他、障害者の自立と社会参加に関すること。

- （構成員）

障害福祉関係学識関係者、医師代表、地域福祉活動関係者（民生、社協）、市委託相談支援事業者等、精神保健福祉相談員、地域包括支援センター、精神科ソーシャルワーカー、市関係部署職員（保護、教育及び保健等）、公共職業安定所、特別支援学校関係者、地元商工事業者団体代表等、児童相談所、阪神南圏域コーディネーター、障害福祉サービス事業者代表、障害当事者等

## (参考) 各会議体の設置目的等について

### 尼崎市要保護児童対策協議会（事務局：生活支援相談課）

- ・(設置)  
児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、尼崎市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- ・(所掌事項)  
第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。  
(1) 法第6条の2第5項及び第8項に規定する特定妊産婦、要支援児童並びに要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に関する情報交換、その他要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報交換に関する事。 (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議。 (3) 要保護児童等の対策に関する研修及び啓発についての調査又は研究に関する事。 (4) その他要保護児童等に関して必要と認める事項。
- ・(構成メンバー)  
児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法関係及びその他関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他関係者及び要保護児童対策調整機関(以下「構成機関等」という。)で組織する。

### 尼崎市地域ケア会議（事務局 代表者会議：包括支援担当課 個別ケア会議：地域包括支援センター）

- (目的)  
第2条 地域ケア会議は、高齢者の自立した生活の支援に必要な処遇をはじめ、介護保険サービスのみでは対応が困難なケース等について、医療、介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が、協議・助言等を行うとともに、保健・医療・福祉サービスの総合的な調整と高齢者を包括的継続的に支援するための保健・医療・福祉ほか関係者・関係機関等多職種連携の推進を支援する体制を確立することを目的とする。
- (所掌事項)  
第3条 地域ケア会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。  
(1) 保健・医療・福祉等の様々な活動や事業等に関わる者(以下、「各関係機関等」という。)の相互の連絡を密にするとともに、各種サービスに関する情報の収集、提供及び連絡調整を行うこと。  
(2) 高齢者に係る課題及び社会資源等の情報を各関係機関等で共有し、高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、相互の連携を図ること。  
(3) 処遇が困難な事例等について、各関係機関等が相互に連携し、必要な協議・助言を行うこと。  
(4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

## (参考) 尼崎市民の福祉に関する条例・自治基本条例(案)

### 尼崎市民の福祉に関する条例

すべて市民は、時代の推移にかかわらず、その所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられるとともに、自立と連帯の精神を自ら堅持することによつて、生涯にわたり人間としての尊厳と自由が保障されるものである。

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによつて達成していくものである。

更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力によつて高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによつてこそ実現できるものである。

このような認識の上に立つて、市と市民が相携えて福祉社会の実現に努めることは、未来に生きる市民にとつても重要な課題であることを確認する。

ここに、すべての市民と力を合わせて福祉社会の実現を決意し、その基本となるこの条例を制定する。

### (市民福祉の基本目標)

第2条 市民福祉は、社会的公正が確保されるとともに、個人の自主性が生かされ、生涯にわたり、快適な生活が実現されるものでなければならない。

第3条 すべて市民は、生涯のそれぞれの時期に応じて、人間としての尊厳にふさわしい生活が確保されなければならない。

2 すべて心身に障害のある市民は、日常生活及び社会生活において、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければならない。

3 すべて市民は、児童期にあつては、人間性豊かな安定した家庭と触れ合いのある地域社会において、心身ともに健全に育てられなければならない。

4 すべて市民は、青壮年期にあつては、社会の発展に寄与する中心的存在として、安定した勤労生活と充実した家庭生活が実現されなければならない。

5 すべて市民は、高齢期にあつては、家庭基盤の充実と地域社会における交流を通じて、生きがいのある生活が保障されなければならない。

### 自治基本条例(案)の基本理念

(1) 情報を共有すること。

(2) 学び、関心を持ち、シチズンシップを高め積極的に参画すること。

(3) 立場や特性の異なる多様な主体が、目的や課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割と責任分担のもと連携する協働の取組みによつて相乗効果を発揮すること。

(4) 対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることを参画と協働の基本とすること。

## (参考) 福祉コミュニティの定義

### 尼崎市民の福祉に関する条例(S58制定)

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによつて達成していくものである。更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力とによつて高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによつてこそ実現できるものである。

### 市(第2期地域福祉計画-1)

地域の生活・福祉課題に対応する住民をはじめ、当事者、関係団体や専門機関等、多くの人々が主体的に参画して取り組む「小地域福祉活動」の広がりや活発化を通じて、地域福祉活動に取り組んでいる主体がお互いにつながりを深め、一人ひとりの顔が見える関係を構築することにより、地域での結び付きや支え合いを育むことのできるコミュニティ。

### 社協(地域福祉推進計画)

住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、積極的な参加により、援助を必要とする人々を支えるための活動を行うコミュニティをいう。

### 兵庫県福祉コミュニティ憲章(S59制定)

(前文省略)  
一、福祉の心を育てる 一、自立の心を培う 一、生きがいを育む家庭と地域社会を築く  
一、英知と技術を福祉に生かす 一、参加と連帯の福祉コミュニティを創る

### 大阪市(地域福祉計画)

生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会。

### 社会福祉学習双書2015 8 地域福祉論

P87

岡村重夫のいう「福祉コミュニティ」は生活課題に直面する要援護者層に同調し、代弁するコミュニティであり、地域コミュニティの下位集団ととらえている。

### (参考) 自治基本条例 (案) 逐条解説

第1章総則 目的 定義(7)地域コミュニティ  
身近な地域における地縁や共通の関心によってつながった連帯性を持つ地域社会をいう。